

第1 制度の沿革

1 地方公務員の共済組合制度の沿革

地方公務員についての退職年金制度及び共済制度は、昭和37年12月1日に地方公務員共済組合法（昭和39年法律第152号により法律名が「地方公務員等共済組合法」に改称された。以下「法」という。）が施行され現行の統一的な共済組合制度に統合されたが、それまでの間は、都道府県と市町村の区分、身分や職種の相違によって区々に分かれて行われていた。この制度的な沿革の概略は、次のとおりである。

- (1) 都道府県の職員、地方警察職員、教育職員、消防職員のうち国の官吏たる身分を有する者については、地方自治法、警察法、教育公務員特例法、消防組織法が施行されるまでは、恩給制度が適用され、地方自治法等の施行後も、その施行前から引き続き官吏に相当するものとして勤務するものについては、恩給法の規定が準用されていた。

また、都道府県の職員等のうち道制、都府県制に基づく有給吏員等に対しては、官吏の制度は適用されず、明治以来これらの法律に基づき地方公共団体の退隠料条例が適用されていた。

一方、都道府県の職員等に対する医療保険制度としては、政府職員共済組合令（昭和15年勅令第827号）による短期給付制度が適用されていた。

- (2) 昭和23年7月1日に旧国家公務員共済組合法が施行され、都道府県の職員、公立学校の教職員及び警察消防の職員は、同法の短期給付に関する規定の適用を受けることとなり、更に昭和24年同法の一部改正が行われ、これらの地方公務員のうち雇用人である者に対しては同法の長期給付に関する規定も適用されることとなった。

- (3) 昭和31年地方自治法の一部が改正され、同年9月1日以降退職した者については、恩給法上の公務員としての在職期間と都道府県の職員としての在職期間との間、都道府県相互間の在職期間が恩給又は都道府県の退職年金の基礎在職年に相互に通算されることになり、昭和34年3月31日以降は市町村の教育

職員相互間並びに市町村の教育職員と恩給法上の公務員及び都道府県の職員間にも同様の通算措置がとられることとなった。

- (4) 昭和 33 年国家公務員共済組合法の全部改正が行われたが、都道府県の職員、公立学校の教職員及び警察職員は、従来と同様の取扱いにより同法の適用を受けることとなった。
- (5) 一方、市町村の職員については、市町村制に基づき、市の吏員及び一部の町村の吏員について、それぞれの地方公共団体の退隠料条例が適用されていた。
- (6) 町村の吏員については、昭和 18 年 4 月政府の指導により、各都道府県ごとに町村制に基づく一部事務組合として町村吏員恩給組合が設立され、町村吏員に対する退職年金及び退職一時金の給付事務を共同して処理することとなつたが、昭和 27 年 4 月に町村職員恩給組合法が制定され、当該町村職員恩給組合について、その内容の整備充実が図られた。
- (7) 昭和 29 年 7 月に市町村職員共済組合法が制定され、翌 30 年 1 月 1 日から市町村職員共済組合が発足し、原則として、全市町村の職員について、同法に基づく短期給付が適用され、更に雇用人については、当該短期給付のほか同法に基づく長期給付が適用された。ただし、市町村職員共済組合法の公布の際、市町村職員共済組合の組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合を組織している市町村が、健康保険組合の存続を申し出たときは、当該市町村の職員には、市町村職員共済組合法の全部又は短期給付に関する部分は適用されず、市町村職員共済組合法の全部非適用の市町村にあっては、市町村職員共済組合法の長期給付に相当する給付を行うこととされていた。
- (8) 昭和 37 年 12 月 1 日に地方公務員の新共済制度が発足し、上記の地方公務員の退職年金制度及び共済制度は、統一的な制度に統合されることとなった。この例外として、法の公布の際、現に組合員となるべき者を被保険者とする健康保険組合が組織されている地方公共団体にあっては、当該健康保険組合を存続しない旨のその組合会の議決があった場合を除き、健康保険組合はそのまま存続し、当該健康保険組合の被保険者である当該地方公共団体の職員については、法の短期給付に関する規定は適用しないものとされた。

なお、法の施行により、国家公務員共済組合法に基づく地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合は、同一性をもって法に基づく地方職員共済組合、公立学校共済組合及び警察共済組合として存続することとされ、旧町村職員恩給組合法に基づく旧町村職員恩給組合及び旧市町村職員共済組合法に基づく旧市町村職員共済組合は、法施行と同時に解散され、その権利義務は、法に基づく市町村職員共済組合が承継することとされた。また、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合については、業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての市町村職員共済組合をもって組織する市町村職員共済組合連合会及びすべての都市職員共済組合をもって組織する都市職員共済組合連合会が設けられた。

- (9) 地方団体関係団体の職員に対する年金制度は、昭和 39 年 7 月 6 日に公布された地方公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 39 年法律第 152 号）により、法に基づく年金制度として制度化され、同年 10 月 1 日から発足した。

従来、地方団体関係団体の職員に対する年金制度としては、厚生年金保険法（一部の職員にあっては、沿革的に法）が適用されていたのであるが、これらの職員の職務内容が、地方公務員に準じていること等から地方公務員の共済制度に準じた共済制度を設けることが適当であるとの国会における附帯決議があつたこと等により、法のなかに地方公務員に対する年金制度とは別個に地方団体関係団体の職員に対する年金制度が設けられた。

なお、地方団体関係団体の職員である組合員期間と地方公務員である組合員期間とは、不通算とされていた。

- (10) 昭和 59 年 4 月 1 日に地方公務員共済組合の長期給付に係る業務の適性かつ円滑な運営を図るため、地方公務員共済組合連合会が設けられた。地方公務員共済組合連合会は、平成 2 年 4 月、当初加入していなかった公立学校共済組合及び警察共済組合の加入により、すべての地方公務員共済組合をもって組織されることとなった。

また、地方公務員共済組合連合会の設立にあわせて、既に設けられていた市町村職員共済組合連合会及び都市職員共済組合連合会を解散するとともに、

すべての市町村職員共済組合及びすべての都市職員共済組合をもって組織する全国市町村職員共済組合連合会が設けられた。

- (11) 昭和 60 年 5 月 1 日に公布された国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）により、昭和 61 年 4 月 1 日から国民年金制度が国民共通の基礎年金を支給する制度に改められ、地方公務員等共済組合の組合員等についても基礎年金の制度を適用することとされた。これに伴い昭和 60 年 12 月 27 日に地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 108 号）が公布され、地方公務員等共済組合が支給する年金は、基礎年金と併せて支給する給料比例の年金として再編成された。また、この法律により、従来、不適算とされていた地方団体関係団体の職員である組合員期間と地方公務員である組合員期間とを相互に通算することとされた。
- (12) 平成 12 年 4 月 1 日からは、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）により、地方公務員等共済組合法が適用されていた社会保険関係事務又は職業安定関係事務に従事する地方事務官については、厚生事務官及び労働事務官として国家公務員共済組合法を適用することとされた。
- (13) 平成 16 年 6 月 23 日に公布された地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 132 号）により、地方公務員共済組合と国家公務員共済組合の長期給付について、両制度の保険料率を段階的に引き上げることにより平成 21 年度に統一するとともに、平成 16 年 10 月から両制度間の財政調整の仕組みを導入することとされた。

また、平成 19 年 4 月 1 日から、これまで市町村職員共済組合及び都市職員共済組合において行われていた長期給付事業を、全国市町村職員共済組合連合会に集約し、一元的に処理することとされた。

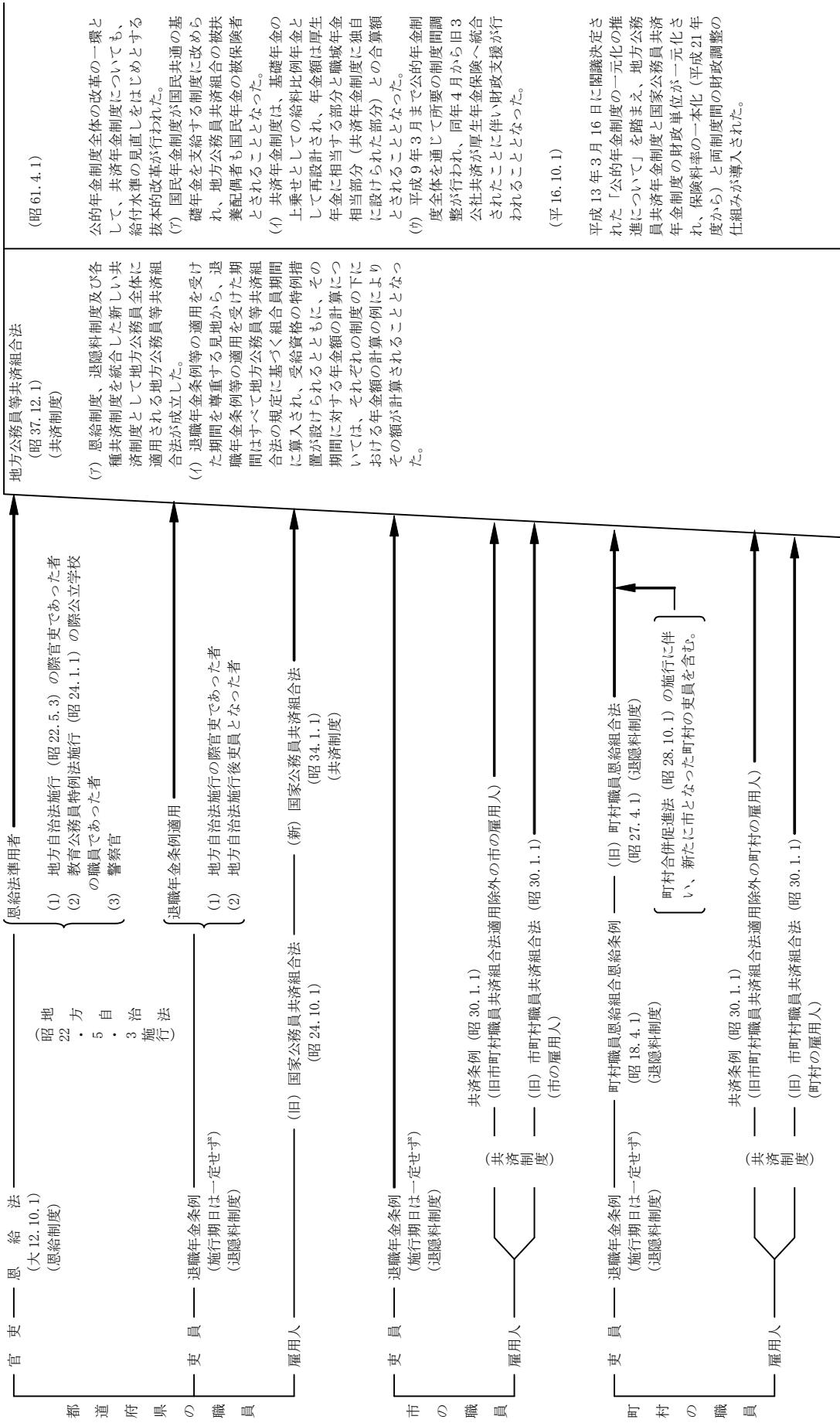
2 社会保障協定の状況

国際的な人的交流の活発化に伴い、在留邦人等が外国の滞在期間中に日本と外国の年金制度等に二重加入し、保険料を負担しなければならないなどの問題が生

じていることから、これを回避するため日本と下表の協定締結相手国との間で社会保障に関する協定が締結され、この協定を実施するために必要な法の特例等を定める法律が制定されている。当初は、協定締結相手国ごとに特例法を定めていたが、社会保障協定に係る法制の簡素化及び円滑な実施を図るため関係諸法を統合し、平成 20 年 3 月に「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律(平成 19 年法律第 104 号)」が施行された。

協定締結相手国	協定の範囲		協定の発効日
	年金	医療	
ドイツ連邦共和国	○		平成 12 年 2 月 1 日
イギリス	○		平成 13 年 2 月 1 日
アメリカ合衆国	○	○	平成 17 年 10 月 1 日
大韓民国	○		平成 17 年 4 月 1 日
フランス	○	○	平成 19 年 6 月 1 日
ベルギー	○	○	平成 19 年 1 月 1 日
カナダ	○		平成 20 年 3 月 1 日
オーストラリア	○		平成 21 年 1 月 1 日
オランダ	○	○	平成 21 年 3 月 1 日
チェコ	○	○	平成 21 年 6 月 1 日
スペイン	○		平成 22 年 12 月 1 日
アイルランド	○		平成 22 年 12 月 1 日

地方公務員の退職年金制度の沿革（略表）



3 地方議会議員の年金制度の沿革

地方公共団体の議会の議員（以下「地方議会議員」という。）に対する退職年金制度は昭和 36 年 6 月に地方議会議員互助年金法が施行され、都道府県、市又は町村の地方議会議員の区分ごとにその任意加入による互助会組織を設けることができることとし、これによって年金を支給する互助年金制度として発足した。

しかし互助年金制度は、地方公務員の統一的な年金制度が設けられる際にはこれに統合することを前提として設けられたので、昭和 37 年 12 月 1 日に法が施行された際に統合され、現行の地方議会議員共済会（以下「共済会」という）による年金制度が制定され、すべての地方議会議員がその適用を受けることとなった。

なお旧地方議会議員互助年金法に基づく都道府県議会議員互助会、市議会議員互助会及び町村議会議員互助会は、同一性をもって法に基づく都道府県議会議員共済会、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会として存続することとされた。

その後、平成 18 年 10 月から、市議会議員共済会と町村議会議員共済会の財政単位を一元化し、保険料率を一本化するとともに、両共済会の給付と負担の水準が等しくなるような財政調整を行うこととなった。

第2 制度の改正等

1 制度の改正

平成 21 年においては、「国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備に関する政令（平成 21 年政令第 76 号）」、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 21 年政令第 135 号）」等により制度の改正が行われたが、主な改正内容は次のとおりである。

(1) 退職手当支給制限等処分に相当する処分による給付の制限

退職手当について新たな支給制限及び返納の制度が設けられたことに伴い、これらの処分があった場合には、共済年金の一部を支給制限することとされた。

(2) 高額療養費の見直し

特定疾患治療研究事業等に係る高額療養費の自己負担限度額について、所得に応じた額とすることとされた。

2 平成 21 年度における年金額の改定

年金額の改定については、平成 16 年の法改正によりマクロ経済スライドが導入されており、給付と負担の関係が自動的に調整されることになっている。

ただし、平成 12 年度から平成 14 年度にかけての物価下落時に特例的に据え置かれた分（1.7%）が解消されるまでは、マクロ経済スライドは適用されないとされている。平成 21 年度においては、平成 20 年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率が 1.4% と上昇したが、平成 16 年改正後の法律が規定する本来の年金水準よりも現在支給されている物価スライド特例水準の年金額のほうが高いため、年金額の改定は行われないこととされた。

第3 制度の概要

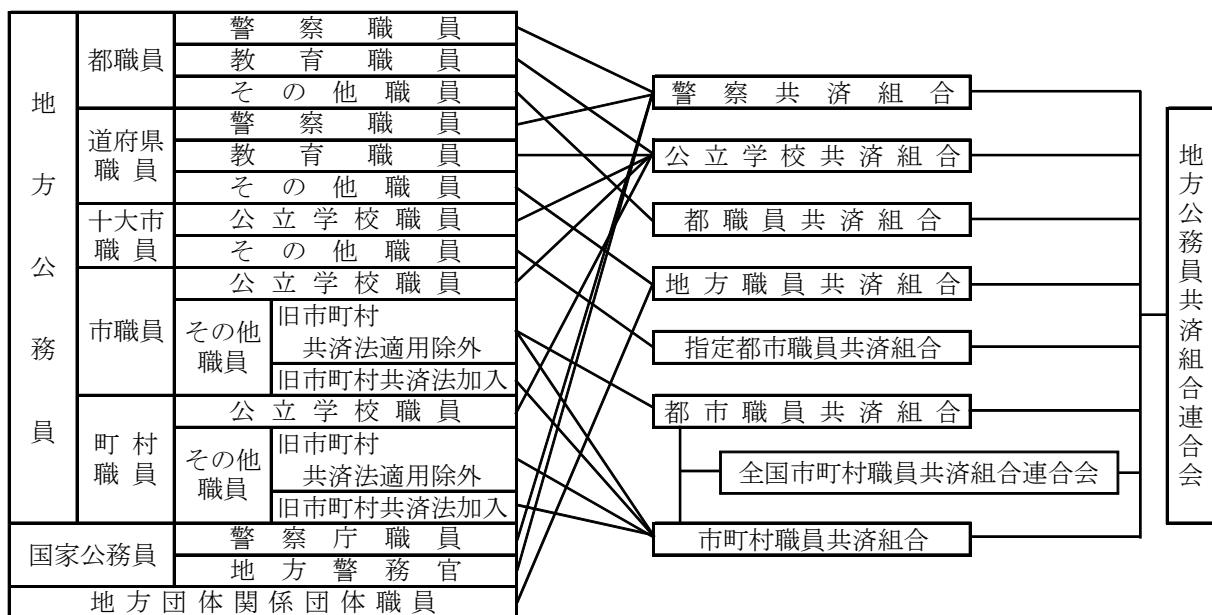
1 地方公務員の共済組合制度の概要

組合は、地方公務員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して短期給付又は長期給付を行い、あわせて福祉事業を実施することにより、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の増進に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的として運営されている。

法に規定されている主な事項について、その概要を掲げれば、次のとおりである。

(1) 組合

常時勤務に服することを要する地方公務員のうち、都道府県の職員については主としてその職種により、市町村の職員については主としてその所属する市町村の区分等により次表に示すようにそれぞれの職員をもって組織する組合が設けられている。



なお、国家公務員は、本来国家公務員共済組合法（以下「国共法」という。）の適用を受け国家公務員共済組合の組合員となるものであるが、都道府県警察に勤務する国家公務員及び警察庁の職員は、特例として警察共済組合の組合員とされている。

（2）地方公務員共済組合連合会

組合の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての地方公務員共済組合をもって組織する地方公務員共済組合連合会（以下「地共済連合会」という。）が設けられており、次に掲げる事業を行っている。

- ア 組合の長期給付に係る業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を組合に提供すること。
- イ 組合の長期給付（基礎年金拠出金に係る負担を含む。）に係る組合員の給料と掛金との割合及び期末手当等と掛金との割合を定めること。
- ウ 長期給付積立金を管理すること。
- エ 国家公務員共済組合連合会に対する財政調整拠出金を拠出し、又は国家公務員共済組合連合会からの財政調整拠出金を受け入れること。
- オ その他その目的を達成するために必要な事業。

（3）全国市町村職員共済組合連合会

市町村職員共済組合又は都市職員共済組合（以下「構成組合」という。）の業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての市町村職員共済組合及びすべての都市職員共済組合をもって組織する全国市町村職員共済組合連合会（以下「市町村連合会」という。）が設けられており、次に掲げる事業を行っている。

- ア 構成組合の長期給付に係る業務（基礎年金拠出金の負担に関する業務を含む。）のうち次に掲げるもの。
 - ①長期給付の決定及び支払
 - ②長期給付に充てるべき積立金の積立て
 - ③長期給付に係る業務上の余裕金の管理
 - ④その他総務省令で定める業務。
- イ 構成組合の業務に関する技術的及び専門的な知識、資料等を構成組合に提供すること。
- ウ 構成組合の短期給付、短期給付に要する財源の計算及び資産の管理が適切

に行われるよう、構成組合の事務の指導を行うこと。

エ 構成組合の短期給付の掛金に係る著しい不均衡を調整するため、短期給付に係る財政調整事業を行うこと。

オ 構成組合が行う育児・介護休業手当金の事業の円滑な実施を図るため、育児・介護休業手当金に係る共同事業を行うこと。

カ 災害給付積立金を管理すること。

キ 福祉事業を行うこと。

ク その他その目的を達成するために必要な事業。

なお、平成 18 年度まで、各市町村職員共済組合及び都市職員共済組合ごとに行われてきた長期給付事業は、平成 19 年 4 月から市町村連合会において一元的に処理を行っている。

(4) 組 合 員

職員となった者又は組合員とされる國の職員となった者は、その職員又は國の職員となった日から、その属する地方公共団体の区分又は職種により組織する組合の組合員の資格を取得し、また、組合又は地共済連合会及び市町村連合会（以下「連合会」という。）の役職員は、組合又は連合会の役職員となった日から、当該組合（地共済連合会の役職員については地方職員共済組合、市町村連合会の役職員については東京都市町村職員共済組合）の組合員の資格を取得する。組合員が死亡したとき又は退職したときは、その翌日から組合員の資格を喪失する。

(5) 給 付

組合は、組合員又は被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業（被扶養者を除く。）又は災害に関して短期給付を行うほか、これらの法定給付に準ずる短期給付として附加給付を行い、また、組合員の退職、障害又は死亡に関して長期給付を行っている。

ア 短期給付

(ア) 適用状況

組合のうち、地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合及び

都職員共済組合の組合員については法の短期給付に関する規定が全面的に適用されているが、市町村職員共済組合にあっては大阪府市町村職員共済組合の組合員、指定都市職員共済組合にあっては京都市職員共済組合の組合員、都市職員共済組合にあっては熊本市職員共済組合の組合員については法の短期給付に関する規定（育児・介護休業手当金に係る部分を除く。）は適用されていない。なお、短期給付のうち育児・介護休業手当金に関する規定は、すべての地方公務員共済組合の組合員に適用されている。

(イ) 納付の種類

a 法定給付には次の 15 種類がある。

保健給付………①療養の給付、入院時食事療養費及び入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費並びに移送費 ②家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費 ③高額療養費及び高額介護合算療養費
④出産費 ⑤家族出産費 ⑥埋葬料 ⑦家族埋葬料
休業給付………⑧傷病手当金 ⑨出産手当金 ⑩休業手当金 ⑪育児休業手当金 ⑫介護休業手当金
災害給付………⑬弔慰金 ⑭家族弔慰金 ⑮災害見舞金

b 附加給付は、前記の法定給付に準じてそれぞれの組合の定款で定めるところにより、実施するものとされている。

イ 長期給付

長期給付には次の 4 種類がある。

退職給付………①退職共済年金
障害給付………②障害共済年金 ③障害一時金
遺族給付………④遺族共済年金

なお、昭和 61 年 3 月 31 日以前の退職、障害又は死亡等については、改正前の法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、脱退一時金、障害年金、障害一時金、遺族年金、通算遺族年金及び特例死亡一時金がある。

(6) 福祉事業

組合（市町村連合会を含む。）は、組合員の福祉の増進に資するため、次に掲げる福祉事業を行うことができる。

ア 組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業

イ 組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設の運営

ウ 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け

エ 組合員の貯金の受入れ又はその運用

オ 組合員の臨時の支出に対する貸付け

カ 組合員の需要する生活必需物資の供給

キ その他組合員の福祉の増進に資する事業で定款で定めるもの

(7) 費用の負担

組合が短期給付、長期給付及び福祉事業を行うために必要な財源は、組合員の掛金並びに地方公共団体（国家公務員である組合員については国、職員団体の専従職員である組合員については職員団体及び地方公共団体、組合又は連合会の役職員である組合員については組合又は連合会）の負担金である。ただし、育児休業をしている組合員は、当該育児休業に係る子が3歳に達する日までの期間、申出に基づき掛金が免除されるとともに、これらの金額に相当する地方公共団体の負担金が免除される。また、子が3歳に達するまでの養育による部分休業の取得等に伴い給料が減額された場合、減額後の給料をもとに掛金及び負担金が算定される。

ア 短期給付に要する費用については、組合員と地方公共団体の折半負担とされている。また、育児休業手当金及び介護休業手当金に要する費用のうち、当該事業年度において負担する育児休業手当金及び介護休業手当金の額に政令で定める割合（100分の12.5）を乗じて得た額を地方公共団体が負担することとされている。

イ 長期給付に要する費用については、基礎年金拠出金に要する費用の額の2分の1に相当する額及び公務上による給付に要する費用を地方公共団体が負担することとし、残りの長期給付に要する費用を地方公共団体と組合員とが

折半により負担することとされている。

ウ 福祉事業に要する費用については、組合員と地方公共団体の折半負担とされている。

また、組合の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、各年度の組合の事務に要する費用の2分の1に100分の75を乗じて得た額と組合の事務に要する費用の2分の1に100分の60を乗じて得た額の合算額を地方公共団体の負担とし、その他必要な資金を主務大臣の定める範囲内において組合が短期経理及び長期経理から繰り入れることとされている。

なお、短期給付に要する費用及び長期給付に要する費用は、次に掲げる方法により算定することとされている。

(ア) 短期給付…………その事業年度における費用の予想額と、掛金及び負担金の額とが等しくなるように、いわゆる自然保険料方式により定める。

(イ) 長期給付…………その費用の予想額と掛金及び負担金の額並びにその予定運用収入の額の合計額とが、将来にわたって財政の均衡を保つことが出来るように算定し、またその費用は少なくとも5年ごとに再計算を行う。なお、平成16年の法改正により、地方公務員共済組合と国家公務員共済組合の財政単位の一元化、厚生年金の財政計算における有限均衡方式（既に生まれている世代が概ね年金受給を終える100年程度の期間について、当該期間の終了時に保険給付に支障が生じない程度の水準の積立金を保有することとしつつ、給付と負担の均衡を図ることとする財政方式）の採用などを踏まえ、長期給付に要する費用は、その費用の予想額と国家公務員共済組合の長期給付に要する費用の予想額の合計額と、両共済の収入及び積立金の額の合計額とが、概ね100年間に相当する期間の終

了時に必要な額の積立金を保有しつつ、財政の均衡を保つことができるよう算定されることとされている。

(8) 継続長期組合員

組合員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて、沖縄振興開発金融公庫又は政令で定める法人に使用される者（役員及び非常勤の者を除く。以下「公庫等職員」という。）となるため退職した場合には、法の長期給付に関する適用については、その者の退職はなかったものとみなされ、その者は、当該公庫等職員として在職している間、引き続き転出の際所属していた組合の組合員であるものとされる。

なお、継続長期組合員に係る「業務」は「公務」とみなされ、また、地方公共団体が負担すべき長期給付に係る負担金は当該公庫等が負担するものとされている。

継続長期組合員は、転出の日から起算して5年を経過したとき、引き続き公庫等職員として在職しなくなったとき、死亡したときは、その翌日から継続長期組合員の資格を喪失する。

(9) 任意継続組合員

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった者が、その退職の日から起算して20日を経過する日（正当な理由があると組合が認めた場合には、その認めた日）までに引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することを希望する旨を組合に申し出たときは、任意継続組合員の資格を取得し、短期給付及び福祉事業に係る部分のうち休業手当金等の一部が適用除外されるほかは、組合員であるとみなされ、それぞれの給付等が適用される。

なお、任意継続組合員に係る任意継続掛金は、当該組合の短期給付に係る組合員の掛け金及び地方公共団体の負担金の合算額に相当するものとされている。

任意継続組合員が資格取得後2年を経過したとき、死亡したとき、掛け金を払い込まなかつたとき、組合員となつたとき、任意継続組合員でなくなることを希望する旨を申し出たとき、後期高齢者医療の被保険者等となつたときは、その資格を喪失する。

(10) 特例継続組合員

地方公務員法の一部を改正する法律(昭和 56 年法律第 92 号)の公布の日(昭和 56 年 11 月 20 日)において現に組合員であった者で、地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項の規定に基づく条例で定める日(定年退職日)まで引き続く組合員が、条例で定める日に退職した場合において、組合員期間が 10 年以上であり、かつ、退職共済年金を受ける権利を有しない者が、当該退職に係る組合に対し退職の日の翌日から起算して 6 月を経過する日(正当な理由があると組合が認めた場合には、その認めた日)までに申し出たときは、特例継続組合員の資格を取得し、長期給付の規定の適用については当該退職はなかったものとみなされる。

(11) 地方公務員共済組合が支給する年金の年額の改定

ア 法の適用を受けた地方公務員に係る年金

法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「施行法」という。)の規定による退職年金、退職共済年金等の年額の改定に関する法令の規定によりその年額が改定される。

イ 国共済の適用を受けた都道府県の職員に係る年金

施行法第 3 条の 2 の 2 の規定により、国共法の規定による退職年金等に関する法令の改正により当該退職年金等の年額が改定される場合にその改定の例により、その年額が改定される。

ウ 旧町村職員恩給組合恩給条例の適用を受けた市町村の吏員に係る年金

施行法第 3 条の 3 の規定により、恩給に関する法令の改定により恩給の年額が改定された場合にその改定の例により、その年額が改定される。

エ 旧市町村職員共済組合法の適用を受けた市町村の雇用人に係る年金

施行法第 3 条の 4 の規定により、旧国家公務員共済組合法の規定による退職年金等の年額の改定に関する法令の改正により当該退職年金等の年額が改定された場合にその改定の例により、その年額が改定される。

(12) 派遣職員に関する法の適用

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成 12 年法律

第 50 号。以下「派遣法」という。)に基づく派遣職員については、引き続き派遣された日の前日まで所属していた地方公務員共済組合の組合員として、法の規定が全面適用されることとなっている。

また、派遣法に基づく退職派遣者の法の適用にあたっては、法第 140 条第 1 項に規定する公庫等職員とみなして継続長期組合員と同様の取り扱いをすることとされている。

(13) 地方独立行政法人の職員に関する法の適用

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人の職員については、その設立団体の職員を組合員とする共済組合のうちいづれか一の組合の組合員となるものとされている。

また、職員引継一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第 59 条第 2 項に規定する移行型一般地方独立行政法人であって同項の規定により設立団体の職員が当該移行型一般地方独立行政法人の職員となったものをいう。）の役職員については、法に規定する職員とみなして、特定地方独立行政法人の職員と同様、法の規定の適用を受けるものとされている。

一方、地方独立行政法人法第 55 条に規定する一般地方独立行政法人（職員引継一般地方独立行政法人を除く。）は、法第 144 条の 3 第 1 項に規定する団体とされ、その職員は地方職員共済組合（団体共済部）の組合員となるものとされている。

2 地方団体関係団体職員の年金制度等の概要

地方職員共済組合（団体共済部）（昭和 57 年 4 月 1 日前は、地方団体関係団体職員共済組合であった。以下「団体共済部」という。）は、法第 144 条の 3 第 1 項に規定する団体（以下「地方団体関係団体」という。）に勤務する職員に対し、地方公務員の長期給付に準ずる給付を行い、あわせて福祉事業を実施することにより、これらの職員及びその遺族の生活の安定と福祉増進に寄与するとともに、地方団体関係団体の事業の円滑な運営に資することを目的として運営されている。

法に規定されている主な事項について、その概要を掲げれば、次のとおりである。

(1) 地方団体関係団体

地方団体関係団体については、法において次の各号に掲げる団体とされてい る。

- ア 地方自治法第263条の3第1項に規定する連合組織で同項の規定による届出をしたもの（知事会、市長会等の地方6団体がこれに該当する。）
- イ 地方自治法第263条の2第1項に規定する公益的法人（市有物件災害共済会等がこれに該当する。）
- ウ 国民健康保険団体連合会で都道府県の区域をその区域とするもの
- エ 地方公共団体の職員を被保険者とする健康保険組合
- オ 地方公務員災害補償基金
- カ 消防団員等公務災害補償等共済基金
- キ 水害予防組合
- ク 地方住宅供給公社
- ケ 地方道路公社
- コ 土地開発公社
- サ 一般地方独立行政法人（職員引継一般地方独立行政法人を除く。）

(2) 団体組合員

地方団体関係団体の職員又は団体共済部の役職員となった者は、その職員等となった日から団体組合員の資格を取得し、団体組合員が死亡したとき又は退職したときは、その翌日から団体組合員の資格を喪失する。

(3) 給付

団体共済部は、団体組合員の退職、障害又は死亡に関し、次に掲げる4種類の給付を行うが短期給付は行わないものとされている。

- ア 退職給付…………①退職共済年金
- イ 障害給付…………②障害共済年金 ③障害一時金
- ウ 遺族給付…………④遺族共済年金

なお、昭和 61 年 3 月 31 日以前の退職、障害又は死亡等については、改正前の法による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、脱退一時金、障害年金、障害一時金、遺族年金、通算遺族年金及び特例死亡一時金がある。

(4) 福祉事業

団体共済部は、団体組合員の福祉の増進に資するため、次に掲げる福祉事業を行うことができる。

- ア 団体組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査、その他の健康の保持増進のための必要な事業
- イ 団体組合員の保健、保養若しくは宿泊又は教養のための施設経営
- ウ 団体組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付け
- エ 団体組合員の貯金の受入れ又はその運用
- オ 団体組合員の臨時の支出に対する貸付け
- カ 団体組合員の需要する生活必需物資の供給
- キ その他団体組合員の福祉の増進に資する事業で地方職員共済組合の定款で定めるもの

(5) 費用の負担

団体共済部が給付を行うために必要な費用は、基礎年金拠出金に要する費用の額の 2 分の 1 に相当する額を公経済の主体である地方公共団体が、また業務上の給付に要する費用を地方団体関係団体が負担することとし、残りの長期給付に要する費用を地方団体関係団体と団体組合員とが折半により負担することとされた。

福祉事業に要する費用については、団体組合員と地方団体関係団体の折半負担とされ、団体共済部の事務（福祉事業に係る事務を除く。）に要する費用については、全額を地方公共団体が負担することとされているが、平成 16 年度以降においては、事務に要する費用に 100 分の 60 を乗じて得た額を地方公共団体の負担とし、その他必要な資金を総務大臣の定める範囲内において長期経理から繰り入れることとする特例が設けられている。

3 地方議会議員の年金制度の概要

共済会は、地方議会議員及びその遺族の生活の安定に資するため、地方議会議員の退職、公務傷病及び死亡について年金及び一時金を支給することを目的として運営されている。

法に規定されている主な事項について、その概要を掲げれば、次のとおりである。

(1) 共 濟 会

次の各号に掲げる区分に従って、地方議会議員をもって組織する共済会が設けられている。

- ア 都道府県の議会の議員……………都道府県議会議員共済会
- イ 市（特別区を含む。）の議会の議員…………市議会議員共済会
- ウ 町村の議会の議員……………町村議会議員共済会

(2) 給 付

共済会が行う給付には、退職年金、退職一時金、公務傷病年金、遺族年金及び遺族一時金の 5 種類がある。

(3) 費用の負担

共済会が給付を行うために必要な費用は、地方議会議員の掛金（都道府県議会議員共済会が標準報酬月額の 100 分の 13.0、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会が 100 分の 16.0）及び特別掛金（都道府県議会議員共済会が期末手当の 100 分の 2.0、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会が 100 分の 7.5）をもって充てられるほか、共済会の収支の状況を勘案して地方公共団体が負担することとされているが、その負担は、都道府県議会議員共済会が標準報酬月額の 100 分の 10.0、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会が 100 分の 16.5 とされている。

また、共済会の事務に要する費用は、地方公共団体がその全額を負担することとされている。

(4) 地方議会議員共済会が支給する年金の改定

昭和 48 年度までは実施されていなかったが、昭和 49 年度からは増額又は減額

改定されている。

第4 事業の概要

I 地方公務員共済組合の事業の概要

[I] 組合及び組合員の概況

1 組合等の数

平成21年度末の組合数は、地方職員共済組合1、公立学校共済組合1、警察共済組合1、東京都職員共済組合1、指定都市職員共済組合10、市町村職員共済組合47及び都市職員共済組合4の合計65組合（うち、短期給付の適用は62組合）であり、その支部の数は、地方職員共済組合47、公立学校共済組合47及び警察共済組合49の合計143支部である（第1表参照）。

また、連合会の数は、地方公務員共済組合連合会1及び全国市町村職員共済組合連合会1である。

第1表 組合数と支部数の状況

組合名	年度 平成21年度末	平成20年度末	前年度との 比較 増減
地方職員共済組合	1(47)	1(47)	0(0)
公立学校共済組合	1(47)	1(47)	0(0)
警察共済組合	1(49)	1(49)	0(0)
東京都職員共済組合	1	1	0
指定都市職員共済組合	10	10	0
市町村職員共済組合	47	47	0
都市職員共済組合	4	4	0
計	65(143)	65(143)	0(0)

注1. () 内の数は、支部数である。

2 組合員数

平成 21 年度末現在の組合員数は、短期給付適用は 2,901,491 人、長期給付適用は 2,907,644 人であり、それぞれの内訳は、短期給付適用が、一般組合員 2,431,773 人（短期給付適用者全体の 83.8%）、地方公共団体の長である組合員 1,741 人（同 0.1%）、特定消防組合員 141,016 人（同 4.9%）、船員一般組合員 2,091 人（同 0.1%）、特定警察組合員 247,838 人（同 8.5%）及び任意継続組合員 77,032 人（同 2.7%）である。長期給付適用は、一般組合員 2,431,811 人（長期給付適用者全体の 83.6%）、地方公共団体の長である組合員 1,788 人（同 0.1%）、特定消防組合員 141,016 人（同 4.8%）、長期組合員 73,726 人（同 2.5%）、特定消防長期組合員 8,149 人（同 0.3%）、船員一般組合員 2,091 人（同 0.1%）、継続長期組合員 1,225 人（同 0.0%）及び特定警察組合員 247,838 人（同 8.5%）である。

これをそれぞれ前年度と比較すると、短期給付適用は総数で 78,745 人増加（2.8%増）しており、その内訳は、一般組合員 63,465 人増、地方公共団体の長である組合員 35 人減、特定消防組合員 11,818 人増、船員一般組合員 107 人減、特定警察組合員 678 人増及び任意継続組合員 2,926 人増となっている。長期給付適用は総数で 37,860 人減少（1.3%減）しており、その内訳は、一般組合員 63,503 人増、地方公共団体の長である組合員 53 人減、特定消防組合員 11,818 人増、長期組合員 102,190 人減、特定消防長期組合員 11,579 人減、船員一般組合員 107 人減、継続長期組合員 70 人増、特定警察組合員 678 人増となっている。

また、男女別の数は、短期給付適用は男子組合員 1,812,000 人（短期給付適用者全体の 62.5%）、女子組合員 1,089,491 人（同 37.5%）であり、前年度と比較すると、男子組合員が 44,432 人増加、女子組合員は 34,313 人増加している。長期給付適用は男子組合員 1,816,575 人（長期給付適用者全体の 62.5%）、女子組合員 1,091,069 人（同 37.5%）であり、前年度と比較すると男子組合員が 32,744 人減少、女子組合員も 5,116 人減少している（第 2 表その（一）参照）。

なお、組合別に男子組合員の割合をみると、短期給付適用は、地方職員共済

組合が 68.7%、警察共済組合が 90.2%、指定都市職員共済組合が 70.6%及び市町村職員共済組合が 63.7%で、これらの組合は短期給付適用全体の平均 62.5%より高くなっているが、公立学校共済組合の 50.1%、東京都職員共済組合の 60.2%及び都市職員共済組合の 61.5%はこの平均より低くなっている。長期給付適用は、地方職員共済組合が 68.3%、警察共済組合が 90.1%、指定都市職員共済組合が 71.0%、全国市町村職員共済組合連合会が 63.4%で、これらの組合は長期給付適用全体の平均 62.5%より高くなっているが、公立学校共済組合の 49.9%及び東京都職員共済組合の 60.2%はこの平均より低くなっている（第2表その（二）参照）。

第2表 組合員数の状況

その（一）組合員種別

（短期給付適用）

組合員の種類	区分	平成21年度末		平成20年度末		増減	
		組合員数	割合	組合員数	割合	組合員数	伸び率
一般組合員	男女	人 1,386,578	% 47.8	人 1,355,763	% 48.0	人 30,815	% 2.3
	男女	人 1,045,195	% 36.0	人 1,012,545	% 35.9	人 32,650	% 3.2
	計	人 2,431,773	% 83.8	人 2,368,308	% 83.9	人 63,465	% 2.7
地方公共団体の長である組合員	男女	人 1,713	% 0.1	人 1,750	% 0.1	△ 37	△ 2.1
	男女	人 28	% 0.0	人 26	% 0.0	2	7.7
	計	人 1,741	% 0.1	人 1,776	% 0.1	△ 35	△ 2.0
特定消防組合員	男女	人 138,372	% 4.8	人 127,013	% 4.5	11,359	% 8.9
	男女	人 2,644	% 0.1	人 2,185	% 0.1	459	% 21.0
	計	人 141,016	% 4.9	人 129,198	% 4.6	11,818	% 9.1
船員一般組合員	男女	人 2,079	% 0.1	人 2,186	% 0.1	△ 107	△ 4.9
	男女	人 12	% 0.0	人 12	% 0.0	0	0.0
	計	人 2,091	% 0.1	人 2,198	% 0.1	△ 107	△ 4.9
特定警察組合員	男女	人 232,444	% 8.0	人 232,578	% 8.2	△ 134	△ 0.1
	男女	人 15,394	% 0.5	人 14,582	% 0.5	812	% 5.6
	計	人 247,838	% 8.5	人 247,160	% 8.8	678	% 0.3
短期組合員	男女	-	-	-	-	-	-
	男女	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-
任意継続組合員	男女	人 50,814	% 1.8	人 48,278	% 1.7	2,536	% 5.3
	男女	人 26,218	% 0.9	人 25,828	% 0.9	390	% 1.5
	計	人 77,032	% 2.7	人 74,106	% 2.6	2,926	% 3.9
合計	男女	人 1,812,000	% 62.5	人 1,767,568	% 62.6	44,432	% 2.5
	男女	人 1,089,491	% 37.5	人 1,055,178	% 37.4	34,313	% 3.3
	計	人 2,901,491	% 100.0	人 2,822,746	% 100.0	78,745	% 2.8

(長期給付適用)

組合員の種類	区 分	平成 21 年 度 末		平成 20 年 度 末		増 減	
		組合員数	割合	組合員数	割合	組合員数	伸び率
一般組合員	男女	人 1,386,584 1,045,227	% 47.7 35.9	人 1,355,763 1,012,545	% 46.0 34.4	人 30,821 32,682	% 2.3 3.2
	計	2,431,811	83.6	2,368,308	80.4	63,503	2.7
	男女	1,760 28	0.1 0.0	1,815 26	0.1 0.0	△ 55 2	△ 3.0 7.7
地方公共団体の長である組合員	計	1,788	0.1	1,841	0.1	△ 53	△ 2.9
特定消防組合員	男女	138,372 2,644	4.8 0.1	127,013 2,185	4.3 0.1	11,359 459	8.9 21.0
	計	141,016	4.8	129,198	4.4	11,818	9.1
長期組合員	男女	46,164 27,562	1.6 0.9	109,519 66,397	3.7 2.3	△ 63,355 △ 38,835	△ 57.8 △ 58.5
	計	73,726	2.5	175,916	6.0	△ 102,190	△ 58.1
	男女	7,983 166	0.3 0.0	19,317 411	0.7 0.0	△ 11,334 △ 245	△ 58.7 △ 59.6
特定消防長期組合員	計	8,149	0.3	19,728	0.7	△ 11,579	△ 58.7
船員一般組合員	男女	2,079 12	0.1 0.0	2,186 12	0.1 0.0	△ 107 0	△ 4.9 0.0
	計	2,091	0.1	2,198	0.1	△ 107	△ 4.9
継続長期組合員	男女	1,189 36	0.0 0.0	1,128 27	0.0 0.0	61 9	5.4 33.3
	計	1,225	0.0	1,155	0.0	70	6.1
	男女	232,444 15,394	8.0 0.5	232,578 14,582	7.9 0.5	△ 134 812	△ 0.1 5.6
特定警察組合員	計	247,838	8.5	247,160	8.4	678	0.3
特例継続組合員	男女	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-
合 計	男女	1,816,575 1,091,069	62.5 37.5	1,849,319 1,096,185	62.8 37.2	△ 32,744 △ 5,116	△ 1.8 △ 0.5
	計	2,907,644	100.0	2,945,504	100.0	△ 37,860	△ 1.3

(注) 組合員の種別は次のとおりである。

- (1) 「一般組合員」とは、以下に掲げる組合員以外の組合員である。
- (2) 「地方公共団体の長である組合員」とは、都道府県知事又は市町村長である組合員である。
- (3) 「特定消防組合員」とは、地方公務員等共済組合法施行令（以下「令」という。）附則第30条の4に規定する特定消防職員である組合員である。
- (4) 「長期組合員」とは、法附則第29条第1項、令附則第43条第1項若しくは第45条第3項の規定により、又は令附則第44条第1項に規定する総務大臣の承認を得たことにより法の短期給付に関する規定（育児休業手当金・介護休業手当金に係る部分を除く。）の適用を受けない組合員である。
- (5) 「特定消防長期組合員」とは、長期組合員のうち令附則第30条の4に規定する特定消防職員である組合員である。
- (6) 「船員一般組合員」とは、船員保険法第17条の規定による船員保険の被保険者である組合員である。
- (7) 「継続長期組合員」とは、法第140条第1項の規定により公庫等に転出した後も引き続き長期給付の規定の適用を受ける組合員である。
- (8) 「特定警察組合員」とは、令附則第30条の4に規定する特定警察職員である組合員である。
- (9) 「特例継続組合員」とは、法附則第28条の7第1項の規定による申し出をした者である。
- (10) 「短期組合員」とは、次に掲げる組合員である。
 - ① 組合又は市町村連合会の役員である組合員である者のうち昭和58年法律第59号附則第8条第2項の規定により引き続き組合役員である者
 - ② 旧市町村職員共済組合の組合員であった者で昭和39年法律第152号による改正前の法附則第31条の規定により組合員となり、引き続き昭和39年法律第152号附則第3条の規定による申し出をしたもの。
- (11) 「任意継続組合員」とは、法第144条の2第1項の規定による申し出をした者である。

その(二) 組合別
(短期給付適用)

組合名	区分		平成21年度末		平成20年度末		増減	
		組合員数	割合	組合員数	割合	組合員数	伸び率	
地方職員組合	男女計	人 215,263 98,301 313,564	% 68.7 31.3 100.0	人 221,375 98,404 319,779	% 69.2 30.8 100.0	人 △ 6,112 △ 103 △ 6,215	% △ 2.8 △ 0.1 △ 1.9	
公立学校組合	男女計	人 498,205 495,933 994,138	% 50.1 49.9 100.0	人 503,460 496,202 999,662	% 50.4 49.6 100.0	人 △ 5,255 △ 269 △ 5,524	% △ 1.0 △ 0.1 △ 0.6	
警察共済組合	男女計	人 265,603 28,924 294,527	% 90.2 9.8 100.0	人 265,648 28,067 293,715	% 90.4 9.6 100.0	人 △ 45 857 812	% 0.0 3.1 0.3	
東京都職員組合	男女計	人 76,667 50,695 127,362	% 60.2 39.8 100.0	人 78,609 50,978 129,587	% 60.7 39.3 100.0	人 △ 1,942 △ 283 △ 2,225	% △ 2.5 △ 0.6 △ 1.7	
指定都市職員組合	男女計	人 115,617 48,041 163,658	% 70.6 29.4 100.0	人 58,941 19,886 78,827	% 74.8 25.2 100.0	人 56,676 28,155 84,831	% 96.2 141.6 107.6	
市町村職員組合	男女計	人 609,023 347,778 956,801	% 63.7 36.3 100.0	人 621,399 352,788 974,187	% 63.8 36.2 100.0	人 △ 12,376 △ 5,010 △ 17,386	% △ 2.0 △ 1.4 △ 1.8	
都市職員組合	男女計	人 31,622 19,819 51,441	% 61.5 38.5 100.0	人 18,136 8,853 26,989	% 67.2 32.8 100.0	人 13,486 10,966 24,452	% 74.4 123.9 90.6	
合計	男女計	人 1,812,000 1,089,491 2,901,491	% 62.5 37.5 100.0	人 1,767,568 1,055,178 2,822,746	% 62.6 37.4 100.0	人 44,432 34,313 78,745	% 2.5 3.3 2.8	

(注)指定都市職員共済組合及び都市職員共済組合の組合員の著しい増加は、指定都市職員共済組合にあっては川崎市職員共済組合、横浜市職員共済組合、神戸市職員共済組合、広島市職員共済組合、北九州市職員共済組合及び福岡市職員共済組合が、都市職員共済組合にあっては愛知県都市職員共済組合が短期給付事業を開始した影響である。

(長期給付適用)

組合名	区分		平成21年度末		平成20年度末		増減	
		組合員数	割合	組合員数	割合	組合員数	伸び率	
地方職員組合	男女計	人 216,974 100,683 317,657	% 68.3 31.7 100.0	人 223,592 100,775 324,367	% 68.9 31.1 100.0	人 △ 6,618 △ 92 △ 6,710	% △ 3.0 △ 0.1 △ 2.1	
公立学校組合	男女計	人 480,934 482,244 963,178	% 49.9 50.1 100.0	人 487,122 483,126 970,248	% 50.2 49.8 100.0	人 △ 6,188 △ 882 △ 7,070	% △ 1.3 △ 0.2 △ 0.7	
警察共済組合	男女計	人 261,837 28,649 290,486	% 90.1 9.9 100.0	人 262,247 27,797 290,044	% 90.4 9.6 100.0	人 △ 410 852 442	% △ 0.2 3.1 0.2	
東京都職員組合	男女計	人 75,604 49,896 125,500	% 60.2 39.8 100.0	人 77,462 50,099 127,561	% 60.7 39.3 100.0	人 △ 1,858 △ 203 △ 2,061	% △ 2.4 △ 0.4 △ 1.6	
指定都市職員組合	男女計	人 125,145 51,184 176,329	% 71.0 29.0 100.0	人 128,473 51,277 179,750	% 71.5 28.5 100.0	人 △ 3,328 △ 93 △ 3,421	% △ 2.6 △ 0.2 △ 1.9	
全国市町村職員共済組合連合会	男女計	人 656,081 378,413 1,034,494	% 63.4 36.6 100.0	人 670,423 383,111 1,053,534	% 63.6 36.4 100.0	人 △ 14,342 △ 4,698 △ 19,040	% △ 2.1 △ 1.2 △ 1.8	
合計	男女計	人 1,816,575 1,091,069 2,907,644	% 62.5 37.5 100.0	人 1,849,319 1,096,185 2,945,504	% 62.8 37.2 100.0	人 △ 32,744 △ 5,116 △ 37,860	% △ 1.8 △ 0.5 △ 1.3	

(注)地方職員共済組合には、団体共済部に係るものも含む。

3 被扶養者数

平成 21 年度末現在の被扶養者数は 3,072,156 人（短期非適用の組合員の被扶養者は含まない。）であり、前年度と比較すると 48,524 人増加している。

また、組合員（短期適用組合員 2,901,491 人）1 人当たりの被扶養者数は 1.06 人で、前年と比較すると 0.01 人減少している。

組合員 1 人当たりの被扶養者数が最も多いのは、警察共済組合の 1.33 人であり、反対に最も少ないのは、東京都職員共済組合の 0.87 人である（第 3 表参照）。

第 3 表 被扶養者数の状況

（短期給付適用）

組合名	区分		平成21年度末		平成20年度末		増減	
	組合員 被扶養者数	1 人 当たり	組合員 被扶養者数	1 人 当たり	組合員 被扶養者数	伸び率	組合員 1 人 当たり	
地方職員共済組合	人	人	人	人	人	%	人	
376,023	1.20	386,352	1.21	△ 10,329	△ 2.7	△ 0.01		
公立学校共済組合	924,256	0.93	947,284	0.95	△ 23,028	△ 2.4	△ 0.02	
警察共済組合	391,474	1.33	394,304	1.34	△ 2,830	△ 0.7	△ 0.01	
東京都職員共済組合	111,119	0.87	115,108	0.89	△ 3,989	△ 3.5	△ 0.02	
指定都市職員共済組合	191,635	1.17	101,952	1.29	89,683	88.0	△ 0.12	
市町村職員共済組合	1,024,515	1.07	1,049,158	1.08	△ 24,643	△ 2.3	△ 0.01	
都市職員共済組合	53,134	1.03	29,474	1.09	23,660	80.3	△ 0.06	
合計	3,072,156	1.06	3,023,632	1.07	48,524	1.6	△ 0.01	

（注） 1 組合員一人当たりの被扶養者数は、短期給付非適用の組合員を除いて算定した。

2 指定都市職員共済組合及び都市職員共済組合の被扶養者数の著しい増加は、指定都市職員共済組合にあっては川崎市職員共済組合、横浜市職員共済組合、神戸市職員共済組合、広島市職員共済組合、北九州市職員共済組合及び福岡市職員共済組合が、都市職員共済組合にあっては愛知県都市職員共済組合が短期給付事業を開始した影響である。

4 給料月額及び期末手当等の額

平成 21 年度末現在の組合員の給料月額の総額は、短期給付適用が 1 兆 110 億円、長期給付適用が 1 兆 131 億円であり、それぞれ前年度と比較して、短期給付適用が 142 億円（1.4%）増、長期給付適用が 259 億円（2.5%）減となっている。これを組合員 1 人当たりの給料月額でみると、短期給付適用 348,425 円、長期給付適用が 348,417 円となり、前年度と比較して、短期給付適用が 4,683 円（1.3%）減、長期給付適用が 4,321 円（1.2%）減となっている。

また、期末手当等の総額は、短期給付適用が 4 兆 5,513 億円、長期給付適用が 4 兆 6,783 億円であり、長期給付適用について前年度と比較すると 5,173 億円（10.0%）減となっている。これを組合員 1 人当たりの期末手当等の額でみると、短期給付適用が 1,568,593 円、長期給付適用が 1,608,951 円となり、長期給付適用について前年度と比較すると 154,945 円（8.8%）減となっている（第 4 表参照）。

第 4 表 給料月額及び期末手当等の額の状況

その（一） 給料月額及び期末手当等の額

（短期給付適用）

組合名	平成21年度末		平成20年度末		増 減			
	給料月額	期末手当等の額	給料月額	期末手当等の額	給料月額	伸び率	期末手当等の額	伸び率
地方職員共済組合	千円 108,400,739	千円 497,003,294	千円 111,916,500	千円 556,375,773	千円 △ 3,515,761	% △ 3.1	千円 △ 59,372,479	% △ 10.7
公立学校共済組合	374,431,911	1,659,340,483	381,582,548	1,836,993,898	△ 7,150,638	△ 1.9	△ 177,653,415	△ 9.7
警察共済組合	97,007,562	454,789,677	98,319,580	496,335,585	△ 1,312,019	△ 1.3	△ 41,545,908	△ 8.4
東京都職員共済組合	42,503,923	210,485,280	44,116,348	237,622,625	△ 1,612,425	△ 3.7	△ 27,137,345	△ 11.4
指定都市職員共済組合	55,078,043	271,018,398	26,359,547	139,537,526	28,718,496	108.9	131,480,872	94.2
市町村職員共済組合	316,520,966	1,382,869,596	325,258,119	1,544,957,596	△ 8,737,153	△ 2.7	△ 162,088,000	△ 10.5
都市職員共済組合	17,009,353	75,751,413	9,182,616	42,625,918	7,826,737	85.2	33,125,495	77.7
合 計	1,010,952,496	4,551,258,141	996,735,259	4,854,448,921	14,217,238	1.4	△ 303,190,781	△ 6.2

(注) 1 金額については表示単位未満を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある（以下、概要部分の表について同じ。）。

2 指定都市職員共済組合及び都市職員共済組合の給料月額及び期末手当等の額の著しい増加は、指定都市職員共済組合にあっては川崎市職員共済組合、横浜市職員共済組合、神戸市職員共済組合、広島市職員共済組合、北九州市職員共済組合及び福岡市職員共済組合が、都市職員共済組合にあっては愛知県都市職員共済組合が短期給付事業を開始した影響である。

(長期給付適用)

区分 組合名	平成21年度末		平成20年度末		増減			
	給料月額	期末手当等の額	給料月額	期末手当等の額	給料月額	伸び率	期末手当等の額	伸び率
地方職員共済組合	千円 109,626,184	千円 512,191,263	千円 113,258,448	千円 572,201,037	千円 △ 3,632,264	% △ 3.2	千円 △ 60,009,774	% △ 10.5
公立学校共済組合	364,186,305	1,658,821,528	371,471,557	1,835,690,859	△ 7,285,253	△ 2.0	△ 176,869,331	△ 9.6
警察共済組合	95,750,343	454,514,683	97,125,257	495,860,869	△ 1,374,913	△ 1.4	△ 41,346,186	△ 8.3
東京都職員共済組合	41,903,196	210,602,876	43,452,407	237,332,113	△ 1,549,211	△ 3.6	△ 26,729,237	△ 11.3
指定都市職員共済組合	59,276,231	294,169,779	61,638,336	326,258,653	△ 2,362,105	△ 3.8	△ 32,088,874	△ 9.8
全国市町村職員共済組合連合会	342,331,676	1,547,956,889	352,045,478	1,728,219,829	△ 9,713,802	△ 2.8	△ 180,262,940	△ 10.4
合計	1,013,073,935	4,678,257,018	1,038,991,483	5,195,563,360	△ 25,917,548	△ 2.5	△ 517,306,342	△ 10.0

その(二) 組合員1人当たりの給料月額及び期末手当等の額

(短期給付適用)

区分 組合名	平成21年度末		平成20年度末		増減			
	給料月額	期末手当等の額	給料月額	期末手当等の額	給料月額	伸び率	期末手当等の額	伸び率
地方職員共済組合	円 345,705	円 1,585,014	円 349,981	円 1,739,876	円 △ 4,276	% △ 1.2	円 △ 154,862	% △ 8.9
公立学校共済組合	376,640	1,669,125	381,712	1,837,615	△ 5,072	△ 1.3	△ 168,490	△ 9.2
警察共済組合	329,367	1,544,136	334,745	1,689,854	△ 5,378	△ 1.6	△ 145,718	△ 8.6
東京都職員共済組合	333,725	1,652,654	340,438	1,833,692	△ 6,713	△ 2.0	△ 181,038	△ 9.9
指定都市職員共済組合	336,544	1,656,005	334,397	1,770,174	2,147	0.6	△ 114,169	△ 6.4
市町村職員共済組合	330,812	1,445,305	333,876	1,585,894	△ 3,064	△ 0.9	△ 140,589	△ 8.9
都市職員共済組合	330,658	1,472,588	340,235	1,579,381	△ 9,577	△ 2.8	△ 106,793	△ 6.8
合計	348,425	1,568,593	353,108	1,719,761	△ 4,683	△ 1.3	△ 151,168	△ 8.8

(長期給付適用)

区分 組合名	平成21年度末		平成20年度末		増減			
	給料月額	期末手当等の額	給料月額	期末手当等の額	給料月額	伸び率	期末手当等の額	伸び率
地方職員共済組合	円 345,109	円 1,612,404	円 349,168	円 1,764,054	円 △ 4,059	% △ 1.2	円 △ 151,650	% △ 8.6
公立学校共済組合	378,109	1,722,238	382,862	1,891,981	△ 4,753	△ 1.2	△ 169,743	△ 9.0
警察共済組合	329,621	1,564,670	334,864	1,709,606	△ 5,243	△ 1.6	△ 144,936	△ 8.5
東京都職員共済組合	333,890	1,678,111	340,640	1,860,538	△ 6,750	△ 2.0	△ 182,427	△ 9.8
指定都市職員共済組合	336,168	1,668,301	342,911	1,815,069	△ 6,743	△ 2.0	△ 146,768	△ 8.1
全國市町村職員共済組合連合会	330,917	1,496,342	334,157	1,640,403	△ 3,240	△ 1.0	△ 144,061	△ 8.8
合計	348,417	1,608,951	352,738	1,763,896	△ 4,321	△ 1.2	△ 154,945	△ 8.8

[II] 短期給付の概況

1 収支の状況

平成21年度の短期経理の収支は組合全体で、収入1兆6,414億円（前年度繰越支払準備金を含む。）に対し、支出1兆7,130億円（次年度繰越支払準備金を含む。）で、差引715億円の赤字決算となっている。なお、平成20年度は650億円の赤字決算であった（第5表その（一）参照）。

収入額について構成割合をみると、掛金（任意継続掛金を含む。）と負担金の合計額が86.7%（前年度87.4%）、利息及び配当金が0.2%（同0.3%）、その他の収入が5.7%（同5.1%）、前年度繰越支払準備金が7.4%（同7.3%）となっている。収入額について前年度と比較すると、全体では6億円（0.0%）増加しており、その内訳は、掛金・負担金96億円（0.7%）減、利息及び配当金17億円（40.6%）減、その他の収入96億円（11.5%）増、前年度繰越支払準備金23億円（1.9%）増である。

次に、支出額の構成割合についても同様にみると、保健給付が39.0%（前年度38.3%）、休業給付が4.4%（同4.3%）、災害給付が0.0%（同0.0%）、附

加給付が 0.9% (同 0.9%)、老人保健拠出金が 0.1% (同 1.5%)、退職者給付拠出金が 3.6% (同 6.4%)、前期高齢者納付金が 17.6% (同 16.4%)、後期高齢者支援金が 15.2% (同 13.5%)、病床転換支援金が 0.0% (同 0.0%)、その他の支出が 11.8% (同 11.7%)、次年度繰越支払準備金が 7.5% (同 7.1%) となっている。支出額について前年度と比較すると、全体では 71 億円 (0.4%) 増加しており、その内訳は、保健給付が 151 億円 (2.3%) 増、休業給付が 22 億円 (3.0%) 増、災害給付が 5 千万円 (12.6%) 減、附加給付が 3 億円 (2.3%) 減、老人保健拠出金が 242 億円 (95.8%) 減、退職者給付拠出金が 469 億円 (43.3%) 減、前期高齢者納付金が 218 億円 (7.8%) 増、後期高齢者支援金が 294 億円 (12.8%) 増、病床転換支援金が 1 億円 (41.2%) 増、その他の支出が 31 億円 (1.5%) 増、次年度繰越支払準備金が 70 億円 (5.7%) 増である (第 5 表その (二) 参照)。

また、組合員 1 人当たりの掛金及び負担金の年間収入額 (年度末組合員 (育児・介護休業手当金のみ適用の組合員を除く。) で年間収入額を除して得た額) は、前年度 506,546 円に対し、本年度は 490,309 円 (3.2% 減) である。

第5表 短期経理の収支状況

その(一) 組合別収支状況

組合名	区分				収入(A)	
	平成21年度		平成20年度		増減	増減率
地方職員共済組合	千円		千円		千円	%
174,566,747		183,756,838		△ 9,190,091	△ 5.0	
公立学校共済組合	510,703,543		525,979,727		△ 15,276,185	△ 2.9
警察共済組合	162,525,625		166,964,230		△ 4,438,604	△ 2.7
東京都職員共済組合	74,521,809		77,821,918		△ 3,300,109	△ 4.2
指定都市職員共済組合	75,800,455		45,916,181		29,884,274	65.1
全国市町村職員共済組合連合会	38,599,636		37,323,774		1,275,862	3.4
市町村職員共済組合	580,825,605		584,429,370		△ 3,603,765	△ 0.6
都市職員共済組合	23,865,915		18,621,622		5,244,293	28.2
合 計	1,641,409,334		1,640,813,660		595,674	0.0

(注) 全国市町村職員共済組合連合会の収入額及び支出額は、災害給付経理、短期給付財政調整経理、短期

(注) 指定都市職員共済組合及び都市職員共済組合の収支状況の著しい増加は、指定都市職員共済組合にあつては愛知県市町村職員共済組合及び福岡市職員共済組合が、都市職員共済組合にあつては愛知県市町村職員共済組合が短

その(二) 費用別収支状況

費目	区分						収入(A)	
	平成21年度		平成20年度		増減			
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率		
負担金	千円	%	千円	%	千円	%		
掛金	702,514,726	42.8	708,739,997	43.2	△ 6,225,271	△ 0.9		
任意継続掛金	693,022,238	42.2	697,418,175	42.5	△ 4,395,936	△ 0.6		
利息及び配当金	28,465,179	1.7	27,444,159	1.7	1,021,020	3.7		
その他	2,521,999	0.2	4,245,819	0.3	△ 1,723,819	△ 40.6		
	93,149,310	5.7	83,537,071	5.1	9,612,240	11.5		
小計	1,519,673,452	92.6	1,521,385,219	92.7	△ 1,711,767	△ 0.1		
前年度繰越支払準備金	121,735,882	7.4	119,428,441	7.3	2,307,441	1.9		
合計	1,641,409,334	100.0	1,640,813,660	100.0	595,674	0.0		

(注) 収入額及び支出額には、全国市町村職員共済組合連合会の災害給付経理、短期給付財政調整経理、短

支出 (B)				過不足額 (A) - (B)	
平成21年度	平成20年度	増 減	増減率	平成21年度	平成20年度
千円	千円	千円	%	千円	千円
191,910,722	194,168,983	△ 2,258,261	△ 1.2	△ 17,343,975	△ 10,412,145
563,220,825	574,046,081	△ 10,825,256	△ 1.9	△ 52,517,282	△ 48,066,353
167,577,281	170,376,784	△ 2,799,502	△ 1.6	△ 5,051,656	△ 3,412,554
71,893,798	75,415,781	△ 3,521,983	△ 4.7	2,628,010	2,406,137
71,275,531	44,974,683	26,300,847	58.5	4,524,924	941,498
35,622,487	37,256,079	△ 1,633,592	△ 4.4	2,977,148	67,695
588,187,488	590,342,262	△ 2,154,774	△ 0.4	△ 7,361,883	△ 5,912,892
23,269,638	19,270,132	3,999,506	20.8	596,277	△ 648,510
1,712,957,770	1,705,850,785	7,106,986	0.4	△ 71,548,436	△ 65,037,124

給付特別財政調整経理及び育児・介護休業給付経理である。

これは川崎市職員共済組合、横浜市職員共済組合、神戸市職員共済組合、広島市職員共済組合、北九州期給付事業を開始した影響である。

区分 費目	支出 (B)						差引額 (A)-(B)	
	平成21年度		平成20年度		増 減			
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率		
保 健 給 付	千円	%	千円	%	千円	%	千円	
休 業 給 付	667,669,096	39.0	652,531,746	38.3	15,137,351	2.3		
災 害 給 付	76,066,948	4.4	73,885,369	4.3	2,181,579	3.0	平成21年度	
附 加 給 付	334,074	0.0	382,292	0.0	△ 48,218	△ 12.6	△ 71,548,436	
老人保健拠出金	14,734,992	0.9	15,084,903	0.9	△ 349,911	△ 2.3		
退職者給付拠出金	1,061,019	0.1	25,267,123	1.5	△ 24,206,105	△ 95.8	平成20年度	
前期高齢者納付金	61,510,810	3.6	108,430,276	6.4	△ 46,919,466	△ 43.3	△ 65,037,124	
後期高齢者支援金	301,140,426	17.6	279,360,073	16.4	21,780,353	7.8		
病床転換支援金	260,019,797	15.2	230,599,603	13.5	29,420,193	12.8		
そ の 他	211,030	0.0	149,504	0.0	61,526	41.2		
小 計	201,976,818	11.8	198,894,012	11.7	3,082,806	1.5		
次年度繰越支払準備金	1,584,725,010	92.5	1,584,584,902	92.9	140,107	0.0		
合 計	128,232,761	7.5	121,265,882	7.1	6,966,879	5.7		
	1,712,957,770	100.0	1,705,850,785	100.0	7,106,986	0.4		

期給付特別財政調整経理及び育児・介護休業給付経理を含む。

その(三) 組合員1人当たりの掛金及び負担金収入額

区分 組合名	平成21年度		平成20年度		増減			
	掛金+負担金	1人当たりの額	掛金+負担金	1人当たりの額	掛金+負担金	増減率	1人当たりの額	増減率
地方職員共済組合	千円 159,383,231	円 508,296	千円 167,480,503	円 523,738	千円 △ 8,097,273	% △ 4.8	円 △ 15,442	% △ 2.9
公立学校共済組合	466,346,555	469,096	481,969,438	482,132	△ 15,622,883	△ 3.2	△ 13,036	△ 2.7
警察共済組合	148,275,997	503,438	153,635,989	523,078	△ 5,359,992	△ 3.5	△ 19,640	△ 3.8
東京都職員共済組合	67,725,682	531,757	71,939,171	555,142	△ 4,213,490	△ 5.9	△ 23,385	△ 4.2
指定都市職員共済組合	60,740,519	369,463	37,450,717	448,425	23,289,802	62.2	△ 78,962	△ 17.6
市町村職員共済組合	501,159,275	522,756	505,720,330	518,027	△ 4,561,054	△ 0.9	4,729	0.9
都市職員共済組合	20,370,884	393,790	15,406,181	549,181	4,964,703	32.2	△ 155,391	△ 28.3
合計	1,424,002,143	490,309	1,433,602,330	506,546	△ 9,600,187	△ 0.7	△ 16,237	△ 3.2

(注) 1 掛金+負担金には、介護掛金、介護負担金、短期任意継続掛金、介護任意継続掛金及び育児・介護休業手当金のみ適用の組合員についての掛金、負担金を含む。

2 1人当たりの額は任意継続組合員を含み、育児・介護休業手当金のみ適用の組合員は含まない。

3 指定都市職員共済組合及び都市職員共済組合の掛金及び負担金収入額の著しい増加は、指定都市職員共済組合にあっては川崎市職員共済組合、横浜市職員共済組合、神戸市職員共済組合、広島市職員共済組合、北九州市職員共済組合及び福岡市職員共済組合が、都市職員共済組合にあっては愛知県都市職員共済組合が短期給付事業を開始した影響である。

2 短期財源率の状況

平成21年度末現在の短期財源率の状況は、第6表のとおりである。

平成15年度から総報酬制が導入され、各共済組合において、毎月の給料と期末手当等に対して同一水準の掛金率及び負担金率を適用するよう短期財源率の算定が行われている。

第6表 短期財源率の状況

その(一) 市町村職員共済組合以外の組合

区分 組合名	(単位: %)										
	短期財源率			介護財源率	福祉財源率	短期財源率			介護財源率	福祉財源率	
	掛金率	負担金率	計			掛金率	負担金率	計			
地方職員共済組合	43.48	43.48	86.96	10.60	2.96	大阪市職員共済組合	50.0	50.0	100.00	10.00	2.50
公立学校共済組合	37.00	37.00	74.00	8.96	3.30	神戸市職員共済組合	46.875	46.875	93.75	11.375	3.75
警察共済組合	45.00	45.00	90.00	11.70	3.30	広島市職員共済組合	45.31875	45.31875	90.64	12.25	5.00
東京都職員共済組合	46.3125	46.3125	92.625	9.29	4.40	北九州市職員共済組合	42.94375	42.94375	85.89	11.25	0.8875
札幌市職員共済組合	52.34375	52.34375	104.6875	12.075	4.30	福岡市職員共済組合	45.98125	45.98125	91.96	10.98750	4.36250
川崎市職員共済組合	50.44375	50.44375	100.89	11.25	5.00	北海道都市職員共済組合	55.7125	55.7125	111.425	12.225	7.325
横浜市職員共済組合	44.19375	44.19375	88.39	12.13	1.88	仙台市職員共済組合	52.50	52.50	105.00	10.65	3.75
名古屋市職員共済組合	43.075	43.075	86.15	9.70	5.250	愛知県都市職員共済組合	44.375	44.375	88.75	11.25	7.475
区分 組合名	(単位: %)										
	短期財源率			介護財源率	福祉財源率	短期財源率			介護財源率	福祉財源率	
	掛金率	負担金率	計			掛金率	負担金率	計			
地方職員共済組合	34.78	34.78	69.56	8.48	2.36	大阪市職員共済組合	40.0	40.0	80.00	8.00	2.00
公立学校共済組合	29.60	29.60	59.20	7.16	2.64	神戸市職員共済組合	37.50	37.50	75.00	9.10	3.00
警察共済組合	36.00	36.00	72.00	9.36	2.64	広島市職員共済組合	36.255	36.255	72.51	9.80	4.00
東京都職員共済組合	37.05	37.05	74.10	7.43	3.52	北九州市職員共済組合	34.355	34.355	68.71	9.00	0.71
札幌市職員共済組合	41.875	41.875	83.75	9.66	3.44	福岡市職員共済組合	36.785	36.785	73.57	8.79000	3.49000
川崎市職員共済組合	40.355	40.355	80.71	9.00	4.00	北海道都市職員共済組合	44.57	44.57	89.14	9.78	5.86
横浜市職員共済組合	35.355	35.355	70.71	9.70	1.50	仙台市職員共済組合	52.50	52.50	105.00	8.52	3.00
名古屋市職員共済組合	34.46	34.46	68.92	7.76	4.20	愛知県都市職員共済組合	44.375	44.375	88.75	9.00	5.98

その（二）市町村職員共済組合

①給料に乗じる率

組合名	短期財源率			介護 財源率	福祉 財源率	組合名	短期財源率			介護 財源率	福祉 財源率
	掛金率	負担金率	計				掛金率	負担金率	計		
北海道	53.8875	53.8875	107.775	12.200	5.75	滋賀県	48.13	48.13	96.25	10.13	4.45
青森県	49.83	49.83	99.65	11.10	5.15	京都府	47.625	47.625	95.25	10.80	5.90
岩手県	48.00	48.00	96.00	10.60	5.25	大阪府	-	-	-	-	1.44
宮城県	48.125	48.125	96.25	10.750	5.40	兵庫県	48.75	48.75	97.50	10.90	4.35
秋田県	49.7625	49.7625	99.525	10.700	3.6875	奈良県	56.0375	56.0375	112.075	11.00	4.75
山形県	43.75	43.75	87.50	9.60	5.15	和歌山县	49.375	49.375	98.75	11.40	5.00
福島県	47.50	47.50	95.00	10.00	3.90	鳥取県	48.75	48.75	97.50	9.975	7.25
茨城県	46.70	46.70	93.40	10.40	5.25	島根県	49.65	49.65	99.30	10.00	7.50
栃木県	45.20	45.20	90.40	10.85	5.95	岡山県	48.750	48.750	97.50	10.50	5.00
群馬県	46.25	46.25	92.50	10.80	4.475	広島県	48.875	48.875	97.75	10.50	3.00
埼玉県	48.4375	48.4375	96.875	10.80	5.00	山口県	48.25	48.25	96.50	10.675	5.40
千葉県	45.63	45.63	91.25	10.18	5.925	徳島県	46.50	46.50	93.00	10.40	4.50
東京都	39.00	39.00	78.00	10.00	6.00	香川県	45.75	45.75	91.50	10.00	6.00
神奈川県	48.750	48.750	97.50	10.75	4.30	愛媛県	51.71	51.71	103.43	10.625	5.00
新潟県	45.9375	45.9375	91.875	10.00	6.00	高知県	51.31	51.31	102.63	10.80	5.25
富山県	41.875	41.875	83.75	9.00	4.25	福岡県	53.8375	53.8375	107.675	10.875	3.75
石川県	48.750	48.750	97.50	10.00	7.50	佐賀県	53.96	53.96	107.93	10.60	3.00
福井県	46.875	46.875	93.75	9.60	5.30	長崎県	52.300	52.300	104.60	10.200	3.75
山梨県	45.00	45.00	90.00	10.75	4.50	熊本県	52.7750	52.7750	105.550	10.80	3.775
長野県	43.85	43.85	87.70	10.125	5.30	大分県	51.5000	51.5000	103.000	10.300	4.00
岐阜県	48.75	48.75	97.50	10.50	3.70	宮崎県	51.1875	51.1875	102.375	10.60	7.40
静岡県	43.750	43.750	87.50	10.63	4.45	鹿児島県	56.300	56.300	112.60	11.550	3.01
愛知県	46.25	46.25	92.50	10.50	3.85	沖縄県	56.51	56.51	113.03	11.100	4.725
三重県	47.00	47.00	94.00	10.50	4.50	平均	48.62	48.62	97.25	10.52	4.94

②期末手当等に乗じる率

組合名	短期財源率			介護 財源率	福祉 財源率	組合名	短期財源率			介護 財源率	福祉 財源率
	掛金率	負担金率	計				掛金率	負担金率	計		
北海道	43.11	43.11	86.22	9.76	4.60	滋賀県	38.50	38.50	77.00	8.10	3.56
青森県	39.86	39.86	79.72	8.88	4.12	京都府	38.10	38.10	76.20	8.64	4.72
岩手県	38.40	38.40	76.80	8.48	4.20	大阪府	-	-	-	-	1.16
宮城県	38.50	38.50	77.00	8.60	4.32	兵庫県	39.00	39.00	78.00	8.72	3.48
秋田県	39.81	39.81	79.62	8.56	2.95	奈良県	44.83	44.83	89.66	8.80	3.80
山形県	35.00	35.00	70.00	7.68	4.12	和歌山县	39.50	39.50	79.00	9.12	4.00
福島県	38.00	38.00	76.00	8.00	3.12	鳥取県	39.00	39.00	78.00	7.98	5.80
茨城県	37.36	37.36	74.72	8.32	4.20	島根県	39.72	39.72	79.44	8.00	6.00
栃木県	36.16	36.16	72.32	8.68	4.76	岡山県	39.00	39.00	78.00	8.40	4.00
群馬県	37.00	37.00	74.00	8.64	3.58	広島県	39.10	39.10	78.20	8.40	2.40
埼玉県	38.75	38.75	77.50	8.64	4.00	山口県	38.60	38.60	77.20	8.54	4.32
千葉県	36.50	36.50	73.00	8.14	4.74	徳島県	37.20	37.20	74.40	8.32	3.60
東京都	31.20	31.20	62.40	8.00	4.80	香川県	36.60	36.60	73.20	8.00	4.80
神奈川県	39.00	39.00	78.00	8.60	3.44	愛媛県	41.37	41.37	82.74	8.50	4.00
新潟県	36.75	36.75	73.50	8.00	4.80	高知県	41.05	41.05	82.10	8.64	4.20
富山県	33.50	33.50	67.00	7.20	3.40	福岡県	43.07	43.07	86.14	8.70	3.00
石川県	39.00	39.00	78.00	8.00	6.00	佐賀県	43.17	43.17	86.34	8.48	2.40
福井県	37.50	37.50	75.00	7.68	4.24	長崎県	41.84	41.84	83.68	8.16	3.00
山梨県	36.00	36.00	72.00	8.60	3.60	熊本県	42.22	42.22	84.44	8.64	3.02
長野県	35.08	35.08	70.16	8.10	4.24	大分県	41.20	41.20	82.40	8.24	3.20
岐阜県	39.00	39.00	78.00	8.40	2.96	宮崎県	40.95	40.95	81.90	8.48	5.92
静岡県	35.00	35.00	70.00	8.50	3.56	鹿児島県	45.04	45.04	90.08	9.24	2.408
愛知県	37.00	37.00	74.00	8.40	3.08	沖縄県	45.21	45.21	90.42	8.88	3.78
三重県	37.60	37.60	75.20	8.40	3.60	平均	38.90	38.90	77.80	8.42	3.95

その（三）育児・介護休業手当金に係る短期給付のみ実施している組合

(単位 : %)

短期財源率		
掛金率	負担金率	計
給料に乗じる率	1.69375	1.95625
期末手当等に乗じる率	1.355	1.565

(注) 育児・介護休業手当金に係る短期給付のみ実施している組合は、京都市職員共済組合、大阪府市町村職員共済組合及び熊本市職員共済組合である。

3 給付の状況

（1）給付の種類

短期給付には、法律上内容が定められているもの（法定給付）と、これに

準じてそれぞれの組合の定款で定められているもの（附加給付）とがあり、その内容は、第7表及び第8表のとおりである。

(2) 受診率等の状況

平成21年度の組合別受診率、1件当たり金額及び1人当たりの金額は、第9表のとおりであるが、受診率については平均16.35件（前年度と比較して0.33件減）、1件当たり金額については平均11,064円（同0.3%増）、1人当たり金額については平均219,670円（同0.9%減）となっている。

(3) 掛金・負担金収入に対する法定給付の割合

掛金・負担金収入に対する法定給付の割合は、52.3%（前年度50.7%）となっている。これを組合別にみると、地方職員共済組合が53.7%で最も高く、都市職員共済組合が45.9%で最も低くなっている（第10表参照）。

(4) 給付実績

平成21年度の給付実績は、法定給付件数が6,695万件（ほかに附加給付42万件）、法定給付額が7,441億円（ほかに附加給付額147億円）である。

法定給付の種類別に給付の実績をみると、保健給付は6,677億円（法定給付全体の89.7%）で、その内訳は、療養の給付及び療養費等の医療費が6,380億円（同85.7%）、出産費及び家族出産費等のその他の給付が297億円（同4.0%）である。また、休業給付は761億円（同10.2%）、災害給付は3億円（同0.0%）となっている。これを前年度と比較すると、保健給付151億円（対前年度比2.3%）増、休業給付22億円（同3.0%）増、災害給付5千万円（同12.6%）減となっている（第11表参照）。

一方、附加給付についてみると、保健給付102億円、休業給付11億円、災害給付2億円、入院附加金6億円、結婚手当金26億円で、合計147億円となっており、前年度と比較すると、全体で3億円（同2.3%）減少している。これを給付別にみると、保健給付5億円（同4.5%）減、休業給付3千万円（同2.6%）増、災害給付1千万円（同5.4%）減、入院附加金2千万円（同3.4%）減、結婚手当金1億円（同5.7%）増となっている（第12表参照）。

第7表 法定給付の内容

(平成21年度末現在)

種類	内容
療養の給付	<input type="radio"/> 公務によらない病気、負傷 1 診察 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療 4 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 <input type="radio"/> 療養に要する費用の100分の70(※)
入院時食事療養費	<input type="radio"/> 保険医療機関等から食事療養を受けた場合 <input type="radio"/> 基準額から標準負担額(1食につき260円)を控除した額
入院時生活療養費	<input type="radio"/> 特定長期入院組合員(65歳以上の療養病床入院患者)が公務外の病気又は負傷により保険医療機関等から食事及び病室の提供である療養を受けた場合 <input type="radio"/> 基準額から生活療養標準負担額(1日につき1,700円)を控除した額
保険外併用療養費	<input type="radio"/> 保険医療機関等から評価療養又は選定療養を受けた場合 <input type="radio"/> 療養に要する費用の100分の70(※)
療養費	<input type="radio"/> やむを得ず保険医療機関及び特定承認医療機関以外の医療機関から診療を受けた場合 <input type="radio"/> 療養に要する費用の100分の70(※)
訪問看護療養費	<input type="radio"/> 指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合 <input type="radio"/> 療養に要する費用の100分の70(※)
移送費	<input type="radio"/> 療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送された場合 <input type="radio"/> 移送に要した費用
家族療養費	<input type="radio"/> 被扶養者が療養を受けた場合 <input type="radio"/> 療養に要する費用の100分の70(※)
家族訪問看護療養費	<input type="radio"/> 被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合 <input type="radio"/> 療養に要する費用の100分の70(※)
家族移送費	<input type="radio"/> 被扶養者が療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送された場合 <input type="radio"/> 移送に要した費用
高額療養費	<input type="radio"/> 療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費に係る一部負担金等の額が高額療養費算定期準額を超えた場合に、その超えた額を支給 (70歳未満の者の高額療養費算定期準額) ア 組合員が市町村民税非課税者等である場合 35,400円 イ 給料月額が424,000円以上の組合員及びその被扶養者 150,000円+(医療費-500,000円)×1% ウ ア、イに該当しない者 80,100円+(医療費-267,000円)×1%
高額介護合算療養費	<input type="radio"/> 医療保険と介護保険の両制度を利用して、年間の介護合算一部負担金等世帯合算額が介護合算算定期準額に支給基準額を加えた額を超えた場合に、その超えた額を支給
出産費	<input type="radio"/> 組合員が出産したとき <input type="radio"/> 350,000円(産科医療補償制度に加入している分娩機関において出産した場合は3万円を加算)
家族出産費	<input type="radio"/> 被扶養者が出産したとき <input type="radio"/> 350,000円(産科医療補償制度に加入している分娩機関において出産した場合は3万円を加算)
埋葬料	<input type="radio"/> 組合員が公務によらないで死亡したときその死亡の当時被扶養者であった者で埋葬を行う者に対して支給 <input type="radio"/> 50,000円
家族埋葬料	<input type="radio"/> 被扶養者が死亡したとき <input type="radio"/> 50,000円
傷病手当金	<input type="radio"/> 公務によらないで病気にかかり又は負傷し療養のため引き続き勤務に服することができない場合(1年6ヶ月を限度、結核性の病気3年) <input type="radio"/> 1日につき給料日額の3分の2×政令で定める数値(1.25)
出産手当金	<input type="radio"/> 組合員が出産したとき <input type="radio"/> 出産の日以前42日(ただし、多胎妊娠にあっては98日)以内及び出産の日後56日以内において勤務に服することができなかつた期間 <input type="radio"/> 1日につき給料日額の3分の2×政令で定める数値(1.25)
休業手当金	<input type="radio"/> 被扶養者の病気又は負傷、組合員の公務によらない不慮の災害等の事由により欠勤した場合 <input type="radio"/> 所定の期間1日につき給料日額の100分の60
育児休業手当金	<input type="radio"/> 組合員が育児休業により勤務に服さなかつたとき(支給期間は最長で子が1歳に達する日まで) <input type="radio"/> 1日につき給料日額の100分の50(このうち100分の20の額は、育児休業終了後引き続き6月以上組合員である時に支給)×政令で定める数値(1.25)
介護休業手当金	<input type="radio"/> 組合員が介護休業により勤務に服さなかつたとき(支給期間は最長で3月を越えない期間) <input type="radio"/> 1日につき給料日額の100分の40×政令で定める数値(1.25)
弔慰金	<input type="radio"/> 組合員が水震火災その他の非常災害により死亡したとき <input type="radio"/> 給料の1月分×政令で定める数値(1.25)
家族弔慰金	<input type="radio"/> 被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡したとき <input type="radio"/> 給料の1月分×政令で定める数値(1.25)×100分の70
災害見舞金	<input type="radio"/> 非常災害により住居又は家財に損害を受けたとき <input type="radio"/> 損害の程度に応じ給料×政令で定める数値(1.25)の3月分~0.5月分

※70歳以上75歳未満の者については、100分の80(一定以上所得者100分の70)、義務教育就学前の子については、100分の80

第8表 附加給付の内容
その(一) 市町村職員共済組合以外の組合

(平成21年度未現在)

	家族療養費	家族訪問看護 療養費	一部負担金 払戻金	出産費	家族 出産費	埋葬料	家族 埋葬料	傷病手当金	結婚 手当金	災害見舞金	入院 附加金
地方職員	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 1,000円未満は 不払	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 1,000円未満は 不払	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 1,000円未満は 不払	1件につき 30,000円	1件につき 30,000円			傷病手当金期間 経過後6月間、 1日につき給料日 額×2/3×1.25	1件につき 30,000円	法定給付×60/100 住居又は家財の1/5 以上1/3未満の焼失 又は滅失の程度で ある場合 給料1ヶ月分×1.25 ×50/100	1日につき 300円(引き 続いて7日以 上入院)
公立学校	(自己負担額 - 20,000円)× 100/100 (100円未満の端 数は切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 20,000円)× 100/100 (100円未満の端 数は切り捨て)	(自己負担額 - 20,000円)× 100/100 (100円未満の端 数は切り捨て)	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	1件につき 25,000円	同上	1件につき 80,000円	同上	1日につき 500円	
警察	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 (100円未満の端 数は切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 (100円未満の端 数は切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 (100円未満の端 数は切り捨て) 1,000円未満不払	第1子 30,000円 第2子 60,000円 第3子以降 100,000円	第1子 30,000円 第2子 60,000円 第3子以降 100,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	傷病手当金期間 経過後1年間、 1日につき給料日 額×60/100	1件につき 70,000円	同上	
都職員	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 (100円未満の端 数は切り捨て)	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 (100円未満の端 数は切り捨て)	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 (100円未満の端 数は切り捨て)	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	傷病手当金期間 経過後6月間、 1日につき給料日 額×2/3×1.25		同上	
札幌市 職員	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 (100円未満の端 数は切り捨て)	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 (100円未満の端 数は切り捨て)	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 (100円未満の端 数は切り捨て)					同上	1件につき 30,000円	同上	
川崎市 職員	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 (100円未満の端 数は切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 (100円未満の端 数は切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 (100円未満の端 数は切り捨て) 1,000円未満不払	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	同上		法定給付×60/100 住居又は家財の1/5 以上が焼失又は滅 失した場合 給料1ヶ月分×1.25 ×50/100	
横浜市 職員	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 (100円未満の端 数は切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 (100円未満の端 数は切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 (100円未満の端 数は切り捨て) 1,000円未満不払	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円		1件につき 70,000円	法定給付×60/100 住居又は家財の1/5 以上1/3未満の焼失 又は滅失の程度で ある場合 給料1ヶ月分×1.25 ×50/100	1日につき 500円(引き 続いて7日以 上入院)
名古屋 市職員	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 (100円未満の端 数は切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 (100円未満の端 数は切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 (100円未満の端 数は切り捨て) 1,000円未満不払	1件につき 10,000円	1件につき 10,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	傷病手当金期間 経過後6月間、 1日につき給料日 額×2/3×1.25	1件につき 30,000円	同上	同上
大阪市 職員	(自己負担額 - 高額療養費 - 25,000円)× 100/100 (100円未満の端 数は切り捨て)	(自己負担額 - 高額療養費 - 25,000円)× 100/100 (100円未満の端 数は切り捨て)	(自己負担額 - 高額療養費 - 25,000円)× 100/100 (100円未満の端 数は切り捨て)	1件につき 60,000円 H21.10.1～ H23.3.31 20,000円	1件につき 60,000円 H21.10.1～ H23.3.31 20,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	傷病手当金期間 経過後6月間、 1日につき給料日 額×2/3×1.25		同上	
神戸市 職員	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 (100円未満の端 数は切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 (100円未満の端 数は切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 (100円未満の端 数は切り捨て) 1,000円未満不払	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	同上	1件につき 70,000円	同上	
広島市 職員	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 (100円未満の端 数は切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 (100円未満の端 数は切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 (100円未満の端 数は切り捨て) 1,000円未満不払	1件につき 56,000円	1件につき 56,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円	同上			
北九州 市職員	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 (100円未満の端 数は切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 (100円未満の端 数は切り捨て) 1,000円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 (100円未満の端 数は切り捨て) 1,000円未満不払	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円			法定給付×60/100 住居又は家財の1/5 以上1/3未満の焼失 又は滅失の程度で ある場合 給料1ヶ月分×1.25 ×50/100	
福岡市 職員	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 (1,000円未満の端 数は切り捨て)	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 (1,000円未満の端 数は切り捨て)	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 (1,000円未満の端 数は切り捨て)	1件につき 10,000円	1件につき 10,000円	1件につき 50,000円	1件につき 50,000円		1件につき 30,000円	同上	
北海道 都市 職員	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 (1,000円未満の端 数は切り捨て)	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 (1,000円未満の端 数は切り捨て)	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 (1,000円未満の端 数は切り捨て)	1件につき 20,000円	1件につき 20,000円	1件につき 30,000円	1件につき 30,000円			同上	
仙台市 職員	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 (100円未満の端 数は切り捨て) 100円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 (100円未満の端 数は切り捨て) 100円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 (100円未満の端 数は切り捨て) 100円未満不払			1件につき 50,000円	1件につき 50,000円		1件につき 30,000円	同上	7日以上の入 院を1件とし て、1件につき 5,000円
愛知県 都市 職員	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 (100円未満の端 数は切り捨て) 100円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 (100円未満の端 数は切り捨て) 100円未満不払	(自己負担額 - 25,000円)× 100/100 (100円未満の端 数は切り捨て) 100円未満不払			1件につき 50,000円	1件につき 50,000円		1件につき 30,000円	同上	7日以上の入 院を1件とし て、1件につき 5,000円

その（二） 市町村職員共済組合

(平成 21 年度末現在)

区分 組合名	法定給付 総額 ①	附加給付 総額 ②	割 合 ②/①	家 療 族 養 基 礎 費 控 除	家 療 族 費 基 礎 看護費 控 除	訪 問 基 礎 費 控 除	一部負担金 払 戻 金 基 礎 控 除	出産費	家 族 出産費 基 礎 控 除	埋葬料	家 族 埋葬料 基 礎 控 除	傷 病 手 当 金	結 婚 手 当 金	入 院 附 加 金
	千円	千円	%	円	円	円	円	千円	千円	千円	千円	月	千円	1 日円
北海道	11,358,207	139,035	1.22	25,000	25,000	25,000	25,000	30	30	50	50			
青森	6,151,103	73,191	1.19	25,000	25,000	25,000	25,000							
岩手	4,472,839	36,650	0.82	25,000	25,000	25,000	25,000							
宮城	5,460,668	62,922	1.15	25,000	25,000	25,000	25,000							
秋田	4,861,896	44,308	0.91	25,000	25,000	25,000	25,000							
山形	4,262,411	46,923	1.10	25,000	25,000	25,000	25,000	20	10	50	30	6		
福島	6,475,257	81,585	1.26	25,000	25,000	25,000	25,000	30	30	50	50			
茨城	7,141,715	107,443	1.50	25,000	25,000	25,000	25,000	30	30	50	50	6	30	500
栃木	4,981,093	71,719	1.44	25,000	25,000	25,000	25,000	40	40	50	50		30	500
群馬	5,591,802	92,507	1.65	25,000	25,000	25,000	25,000	50	50	50	50		45	500
埼玉	15,945,242	333,832	2.09	25,000	25,000	25,000	25,000	60	60	50	50		45	500
千葉	14,670,940	348,132	2.37	25,000	25,000	25,000	25,000	60	60	50	50	18	60	500
東京	7,809,963	153,538	1.97	25,000	25,000	25,000	25,000	60	60	50	50		60	500
神奈川	8,478,870	144,862	1.71	25,000	25,000	25,000	25,000	45	45	50	50		40	500
新潟	7,385,668	71,913	0.97	25,000	25,000	25,000	25,000	20	20	50	50			
富山	3,244,156	27,763	0.86	25,000	25,000	25,000	25,000	20	20	50	50			
石川	3,659,452	43,094	1.18	25,000	25,000	25,000	25,000	20	20	50	50			
福井	2,501,479	24,292	0.97	25,000	25,000	25,000	25,000	20	20	50	50			
山梨	2,833,775	27,721	0.98	25,000	25,000	25,000	25,000	20	20	50	50			
長野	6,622,995	113,739	1.72	25,000	25,000	25,000	25,000	20	20	50	50		30	500
岐阜	6,419,647	66,507	1.04	25,000	25,000	25,000	25,000			50	50		30	300
静岡	9,396,651	154,710	1.65	25,000	25,000	25,000	25,000	30	30	50	50		30	500
愛知	6,248,371	71,531	1.14	25,000	25,000	25,000	25,000	20	20	50	50		15	300
三重	5,410,228	58,217	1.08	25,000	25,000	25,000	25,000			50	50			
滋賀	4,387,029	51,088	1.16	25,000	25,000	25,000	25,000	30	30	50	50			
京都	3,810,194	33,975	0.89	25,000	25,000	25,000	25,000			50	50			
大阪	971,049	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
兵庫	11,362,835	168,251	1.48	25,000	25,000	25,000	25,000	20	20	30	30	6		
奈良	4,725,307	56,592	1.20	25,000	25,000	25,000	25,000	20	20	20	20			
和歌山	3,939,919	30,482	0.77	25,000	25,000	25,000	25,000			30	30			
鳥取	2,137,728	19,390	0.91	25,000	25,000	25,000	25,000							
島根	2,955,874	40,037	1.35	25,000	25,000	25,000	25,000	30	30	50	50	12		
岡山	5,580,002	69,008	1.24	25,000	25,000	25,000	25,000	30	30	50	50			200
広島	5,744,783	80,945	1.41	25,000	25,000	25,000	25,000	30	30	30	30		30	300
山口	4,810,736	78,609	1.63	25,000	25,000	25,000	25,000	30	30	30	30		30	300
徳島	3,046,569	30,594	1.00	25,000	25,000	25,000	25,000			50	50		20	
香川	2,962,249	45,754	1.54	25,000	25,000	25,000	25,000	20	20	30	30	6	30	
愛媛	4,523,851	48,804	1.08	25,000	25,000	25,000	25,000	15	15	50	50			
高知	3,082,176	25,047	0.81	25,000	25,000	25,000	25,000							
福岡	7,262,981	85,437	1.18	25,000	25,000	25,000	25,000							
佐賀	2,757,178	23,884	0.87	25,000	25,000	25,000	25,000							
長崎	4,626,065	58,599	1.27	25,000	25,000	25,000	25,000							
熊本	4,760,324	55,208	1.16	25,000	25,000	25,000	25,000							
大分	3,860,981	45,293	1.17	25,000	25,000	25,000	25,000			50	50			
宮崎	3,350,696	34,691	1.04	25,000	25,000	25,000	25,000			50	50			
鹿児島	6,099,326	70,131	1.15	25,000	25,000	25,000	25,000							
沖縄	4,266,527	50,599	1.19	25,000	25,000	25,000	25,000							
合計	262,408,802	3,598,551	1.37	25,000	25,000	25,000	25,000							

(注) 1. 家族療養費附加金及び一部負担金払戻金の基礎控除額の支給率は、100%である。

2. 傷病手当金附加金は、法定給付期間満了後の支給期間の延長月数である。

3. 災害見舞金附加金については、各組合（大阪府を除く）とも実施しており、支給額は法定給付金額の 60/100 である。

また、住居又は家財に係る焼失又は滅失の程度が 1/5 以上 1/3 未満の場合は、支給額は給料月額に 1.25 を乗じて得た額の 50/100 である。

4. 「法定給付総額」及び「附加給付総額」欄は、各組合毎に千円未満の端数処理を行った。

その(一) 組合別

第9表 受診率、1件当たり金額及び1人当たり金額

組合名	区分	受 診 率				1 件 当た り 金 額				1 人 当た り 金 額			
		組合員 1 当たり	組合員 1 当たり	被扶養者 1 当たり	合 計	組合員 1 当たり	被扶養者 1 当たり	合 計	組合員 1 当たり	被扶養者 1 当たり	組合員 1 当たり	被扶養者 1 当たり	合 計
地方職員共済組合		7.99 (7.99)	9.80 (9.76)	8.17 (8.08)	17.80 (17.76)	10,559 (10,706)	11,269 (11,173)	10,950 (10,963)	104,625 (104,666)	133,059 (130,483)	110,957 (107,999)	237,683 (235,149)	
公立学校共済組合		8.75 (8.66)	7.42 (7.49)	7.98 (7.91)	16.17 (16.16)	9,951 (9,914)	11,214 (10,894)	10,531 (10,368)	107,004 (104,498)	99,489 (97,082)	107,011 (102,449)	206,493 (201,579)	
警察共済組合		6.97 (6.93)	10.86 (10.82)	8.17 (8.06)	17.82 (17.75)	11,186 (11,341)	11,174 (11,067)	11,178 (11,174)	95,501 (95,282)	144,578 (141,607)	108,774 (105,482)	240,079 (236,889)	
東京都職員共済組合		8.76 (8.77)	7.53 (7.57)	8.63 (8.53)	16.28 (16.34)	10,205 (10,282)	11,479 (11,325)	10,794 (10,765)	114,877 (114,128)	106,516 (104,826)	122,086 (118,011)	221,393 (218,953)	
指定都市職員共済組合		4.84 (6.15)	5.88 (7.90)	5.02 (6.11)	10.72 (14.05)	10,792 (11,391)	11,875 (12,456)	11,386 (11,990)	63,960 (83,775)	82,493 (88,192)	70,450 (88,290)	146,454 (197,966)	
市町村職員共済組合		8.07 (8.04)	8.85 (8.76)	8.26 (8.13)	16.92 (16.80)	10,822 (10,899)	12,239 (12,255)	11,563 (11,606)	107,712 (106,925)	129,611 (127,567)	121,045 (118,452)	237,323 (234,493)	
都市職員共済組合		4.74 (8.13)	5.21 (8.94)	5.04 (8.19)	9.95 (17.07)	11,607 (11,380)	12,480 (12,680)	12,064 (12,061)	69,028 (116,763)	78,976 (137,104)	76,459 (125,545)	148,003 (253,867)	
平均		7.97 (8.12)	8.38 (8.56)	7.91 (7.99)	16.35 (16.68)	10,476 (10,529)	11,623 (11,509)	11,064 (11,032)	103,057 (104,376)	116,613 (117,236)	110,135 (109,447)	219,670 (221,612)	

(注) 1. () 内の数は、平成20年度の実績である。

2. 「受診率」及び「一件当たり金額」は、入院時食事療養の給付、家族入院時食事療養の給付、家族訪問看護療養の給付、薬剤を除いて算出する。

3. 「一人当たり金額」は、訪問看護療養の給付及び家族訪問看護療養の給付を除いて算出する。

4. 算出基礎となる組合員数及び被扶養者は、年度末現在の数値である。

その（二） 市町村職員共済組合の組合別内訳

区分 組合名	受診率			1件当たり金額			1人当たり金額			合計	
	組合員	被扶養者		合計	組合員	被扶養者	合計	被扶養者			
		組合員 1人 当たり	被扶養 者1人 当たり					組合員 1人 当たり	被扶養 者1人 当たり		
		件	件	件	円	円	円	円	円	円	
北海道	7.30	8.41	7.43	15.71	12,598	13,353	13,002	116,942	136,351	120,401	
青森県	8.22	9.56	8.55	17.78	11,475	12,923	12,253	120,003	152,613	136,548	
岩手県	8.28	9.78	8.47	18.06	10,311	11,931	11,188	109,940	143,452	124,328	
宮城県	8.40	8.69	8.72	17.09	10,863	12,304	11,596	114,738	135,010	135,361	
秋田県	8.15	9.59	8.89	17.74	10,457	12,714	11,677	113,425	154,921	143,660	
山形県	8.41	9.12	8.97	17.53	9,664	11,514	10,626	102,362	128,151	126,042	
福島県	8.31	9.40	8.66	17.71	10,528	12,033	11,327	110,412	138,831	127,830	
茨城県	8.13	8.41	7.97	16.54	10,730	11,507	11,125	109,964	118,189	112,083	
栃木県	8.67	8.82	8.80	17.49	10,697	11,877	11,292	111,576	123,278	123,027	
群馬県	7.70	8.76	8.54	16.46	10,708	11,591	11,178	97,222	116,612	113,725	
埼玉県	8.40	8.72	8.33	17.13	10,692	11,795	11,254	112,285	124,360	118,695	
千葉県	8.63	8.31	8.65	16.94	10,050	11,344	10,685	108,249	114,304	118,977	
東京都	8.63	7.92	8.48	16.56	10,067	11,467	10,737	110,568	111,265	119,088	
神奈川県	7.98	9.06	8.22	17.04	10,180	11,146	10,693	105,200	124,596	113,006	
新潟県	7.81	8.05	8.02	15.85	10,507	12,309	11,422	103,039	123,640	123,231	
富山県	7.93	5.52	8.17	13.45	11,082	12,757	11,769	102,993	79,575	117,792	
石川県	7.47	6.82	8.11	14.29	11,936	13,983	12,912	106,223	109,559	130,353	
福井県	7.59	7.01	7.92	14.61	11,417	13,483	12,409	101,308	104,818	118,324	
山梨県	7.49	8.38	8.23	15.87	10,164	12,934	11,626	96,969	130,715	128,374	
長野県	7.20	7.57	7.42	14.76	10,322	12,086	11,226	91,723	107,618	105,523	
岐阜県	8.01	8.99	8.91	17.01	10,019	11,612	10,862	97,957	123,449	122,308	
静岡県	7.53	7.59	7.93	15.12	10,109	11,803	10,960	94,582	107,090	111,899	
愛知県	8.45	8.45	9.06	16.89	10,274	11,219	10,747	103,791	110,669	118,694	
三重県	8.62	8.66	8.59	17.28	9,849	11,871	10,863	103,126	120,640	119,619	
滋賀県	7.74	8.19	7.99	15.93	10,662	12,700	11,710	101,379	122,395	119,349	
京都府	8.31	8.79	7.85	17.09	11,604	13,380	12,517	112,765	133,551	119,307	
大阪府	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
兵庫県	8.23	9.71	8.26	17.94	10,680	12,176	11,490	107,835	139,932	118,908	
奈良県	8.90	10.88	8.63	19.77	11,912	13,640	12,863	122,296	168,171	133,337	
和歌山县	8.66	9.46	8.70	18.12	10,743	11,645	11,214	107,497	124,744	114,726	
鳥取県	7.52	9.04	8.32	16.56	10,549	13,609	12,220	98,078	146,991	135,247	
島根県	7.37	9.16	7.79	16.53	11,078	12,979	12,132	101,459	141,547	120,482	
岡山県	8.13	9.73	8.67	17.86	11,249	11,748	11,521	108,724	132,695	118,205	
広島県	8.08	8.68	7.81	16.76	11,334	12,630	12,005	113,336	133,759	120,422	
山口県	7.95	9.43	8.27	17.38	10,875	11,746	11,348	106,977	134,074	117,536	
徳島県	8.83	9.58	9.21	18.41	11,274	13,820	12,599	116,972	153,524	147,584	
香川県	8.16	8.02	8.73	16.19	10,595	13,480	12,025	106,660	127,231	138,485	
愛媛県	7.90	9.79	8.32	17.70	11,014	12,204	11,672	102,450	138,000	117,220	
高知県	7.95	8.14	8.15	16.09	12,298	13,915	13,117	116,870	133,641	133,741	
福岡県	8.20	10.03	8.33	18.24	11,858	12,410	12,161	117,414	149,413	124,109	
佐賀県	8.11	9.93	8.50	18.05	11,310	11,098	11,194	114,985	136,809	117,060	
長崎県	7.91	10.79	8.09	18.70	11,408	12,208	11,870	111,017	156,327	117,208	
熊本県	8.00	9.96	8.74	17.96	11,439	13,170	12,399	112,429	156,353	137,118	
大分県	7.52	9.64	7.90	17.16	12,064	12,822	12,490	110,257	147,830	121,185	
宮崎県	7.62	9.52	7.72	17.15	11,296	12,291	11,849	106,913	141,301	114,476	
鹿児島県	7.57	11.15	7.54	18.73	11,550	12,848	12,323	105,598	167,906	113,559	
沖縄県	7.81	9.26	6.90	17.07	11,430	14,060	12,858	110,053	156,240	116,373	
平均	8.07	8.85	8.26	16.92	10,822	12,239	11,563	107,712	129,611	121,045	
										237,323	

(注) 大阪府市町村職員共済組合については、健康保険組合を組織しているため、地共済法の短期給付に関する規定（育児・介護休業手当金に係る部分を除く。）は適用されない。

第 10 表 掛金・負担金収入に対する法定給付の割合

組合名 区分	掛金+負担金	法定給付		収入に対する法定給付の割合
		1人当たりの額	1人当たりの額	
	千円	円	千円	円 %
地方職員共済組合	159,383,231	508,296	85,631,673	273,092 53.7 (51.2)
公立学校共済組合	466,346,555	469,096	248,439,912	249,905 53.3 (50.3)
警察共済組合	148,275,997	503,438	77,870,205	264,391 52.5 (49.5)
東京都職員共済組合	67,725,682	531,757	32,258,494	253,282 47.6 (45.0)
指定都市職員共済組合	60,740,519	369,463	28,114,931	170,577 46.3 (51.2)
市町村職員共済組合	501,159,275	522,756	262,408,802	273,242 52.4 (51.9)
都市職員共済組合	20,370,884	393,790	9,346,101	179,871 45.9 (54.9)
合 計	1,424,002,143	490,309	744,070,118	256,009 52.3 (50.7)

(注) 1. 1人当たりの額は、任意継続組合員を含み、育児・介護休業手当金のみ適用の組合員は含まない。
 2. 割合の()内の数は、平成 20 年度の実績である。

第 11 表 法定給付の給付実績

給付別 区分	平成 21 年度		平成 20 年度		増 減			
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	伸び率	金 額	伸び率
	件	千円	件	千円	件	%	千円	%
保健給付	66,441,031	667,669,096	65,482,275	652,531,746	958,756	1.5	15,137,351	2.3
内訳								
医療費	66,360,337	637,966,345	65,401,206	626,085,094	959,131	1.5	11,881,251	1.9
その他	80,694	29,702,751	81,069	26,446,651	△ 375	△ 0.5	3,256,099	12.3
休業給付	505,162	76,066,948	495,085	73,885,369	10,077	2.0	2,181,579	3.0
災害給付	492	334,074	509	382,292	△ 17	△ 3.3	△ 48,218	△ 12.6
合 計	66,946,685	744,070,118	65,977,869	726,799,406	968,816	1.5	17,270,711	2.4

第 12 表 附加給付の給付実績

区分 給付別	平成 21 年度		平成 20 年度		増減			
	件数	金額	件数	金額	件数	伸び率	金額	伸び率
保健給付	284,155	10,233,004	294,275	10,720,312	△ 10,120	△ 3.4	△ 487,308	△ 4.5
休業給付	4,513	1,096,346	4,598	1,068,054	△ 85	△ 1.8	28,292	2.6
災害給付	616	233,022	581	246,334	35	6.0	△ 13,312	△ 5.4
入院附加金	92,269	558,750	96,113	578,348	△ 3,844	△ 4.0	△ 19,598	△ 3.4
結婚手当金	42,567	2,613,870	40,884	2,471,855	1,683	4.1	142,015	5.7
合計	424,120	14,734,992	436,451	15,084,903	△ 12,331	△ 2.8	△ 349,911	△ 2.3

[III] 長期給付の概況

1 長期財源率の状況

地方公務員共済組合の長期給付に要する費用に係る財源率は少なくとも、5年ごとに再計算することとされており、昭和 42 年度において、この制度発足後最初の財源率の再計算を行った。しかし、地方公務員共済組合制度は、国家公務員共済組合制度に約 3 年遅れて発足したものであるが、その制度は、国家公務員共済組合に準じており、組合員期間を相互に通算し、責任準備金も相互に移換することとされていたことにかんがみ、財源率の再計算に用いる諸統計、資料等についても国家公務員共済組合の財源率の再計算の際に用いるものと同様にすることが望ましいため、国家公務員共済組合の昭和 44 年 10 月の再計算に合わせて、地方公務員共済組合についても昭和 44 年 12 月に財源率の再計算を実施（昭和 45 年 1 月から適用）し、その後、昭和 49 年 12 月、昭和 54 年 12 月、昭和 59 年 12 月、平成元年 12 月、平成 6 年 12 月及び平成 11 年 12 月に再計算を実施したが、経済情勢等に配慮して、平成 8 年 12 月以降の財源率を据え置くこととされた。

また、平成元年 12 月の再計算では、平成 2 年 4 月から公立学校共済組合及び警察共済組合が地共済連合会に加入することが予定されていたことから、平成元年 12 月の再計算から地共済連合会を組織するすべての地方公務員共済組

合について地共済連合会において統一された長期財源率が算定されている。

平成 15 年 4 月から総報酬制が導入され、毎月の給料と期末手当等に対して同一水準の掛金率及び負担金率を適用することとされている。

平成 16 年 10 月の再計算では、地方公務員共済年金と国家公務員共済年金の財政単位の一元化が行われ、平成 21 年 9 月の再計算では、地方公務員共済年金の長期財源率は、国家公務員共済年金の長期財源率と一本化され、毎年段階的に引き上げることとされた。(第 13 表参照)。

第 13 表 長期財源率の状況

(平成 21 年度末現在)

区分	財源率	長期財源率(千分率)			
		掛金の率		負担金の率	
		給料に乘じる率	期末手当等に乘じる率	給料に乘じる率	期末手当等に乘じる率
地方公務員共済組合連合会 一般組合員 特別職	151.54	94.7125 75.77	75.77 75.77	94.7125 75.77	75.77 75.77

2 収入の状況

長期経理における収入は、地方公共団体の負担金（追加費用及び払込金を含む。）及び組合員の掛金のほか、積立金及び支払準備金の運用による利息及び配当金が主なものである。

平成 21 年度の負担金収入は 3 兆 808 億円、掛金収入は 1 兆 4,717 億円、利息及び配当金収入は 4,983 億円で、この三者の計は 5 兆 508 億円となり、基礎年金交付金 2,751 億円及びその他の収入（償還差益、財産処分益等）81 億円を含めた収入全体の計は 5 兆 3,340 億円となっている。

収入額については前年度と比較すると、負担金が 1,601 億円（5.5%）増、掛金が 339 億円（2.2%）減、利息及び配当金が 120 億円（2.3%）減、基礎年

金交付金が 160 億円 (5.5%) 減、その他の収入が 159 億円 (66.3%) 減となっており、全体では 823 億円 (1.6%) の増加となっている（第 14 表その（二）参照）。

3 給付の状況

平成 21 年度の給付額は、全体で 4 兆 4,694 億円であり、前年度の 4 兆 3,917 億円と比較して 776 億円増加し、増加率は 1.8% である。給付額の伸びを年金の種類別にみると、退職年金が 2.0%、障害年金（公務外）が△0.9%、遺族年金（公務外）が 1.9%、その他が△3.5% となっている（第 15 表参照）。

次に、平成 21 年度末現在における年金の種類別受給権者数の状況をみると、年金受給権者の総数は 2,645,495 人で、退職年金が 1,923,047 人（全体の 72.7%）、減額退職年金が 65,565 人（同 2.5%）、通算退職年金が 18,967 人（同 0.7%）、障害年金が 44,485 人（同 1.7%）、遺族年金が 592,042 人（同 22.4%）、その他が 1,389 人（同 0.1%）となっている（第 16 表参照）。

第14表 長期経理の収支状況

その(一) 組合別収支状況

組合名	区分	収入(A)			
		平成21年度 千円	平成20年度 千円	増減 千円	増減率 %
地方公務員共済組合連合会		1,772,115,515	1,763,318,747	8,796,768	0.5
地方職員共済組合		545,898,021	582,523,180	△ 36,625,159	△ 6.3
公立学校共済組合		1,905,923,932	1,910,011,605	△ 4,087,673	△ 0.2
警察共済組合		494,667,402	458,209,337	36,458,065	8.0
東京都職員共済組合		210,811,748	215,855,331	△ 5,043,583	△ 2.3
指定都市職員共済組合		312,807,050	298,704,346	14,102,704	4.7
全国市町村職員共済組合連合会		1,623,774,275	1,518,495,286	105,278,990	6.9
合計		6,865,997,942	6,747,117,831	118,880,111	1.8

(注) 1. 収入額については前年度繰越支払準備金、同長期給付積立金及び同基礎年金拠出金負担金充当金、ていない。
 2. 地方公務員共済組合連合会の数値は、連合会単独の経理単位のものであり、基礎年金拠出金経理

その(二) 費用別収支状況

費目	区分	収入					
		平成21年度		平成20年度		増減	
		金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
負担金 (うち追加費用)		3,080,788,670 (965,846,534)	6.6 (2.1)	2,920,737,975 (944,454,832)	6.2 (2.0)	160,050,695 (21,391,702)	5.5 (2.3)
掛金		1,471,689,551	3.2	1,505,540,620	3.2	△ 33,851,069	△ 2.2
利息及び配当金		498,287,443	1.1	510,244,035	1.1	△ 11,956,591	△ 2.3
基礎年金交付金		275,147,293	0.6	291,172,454	0.6	△ 16,025,162	△ 5.5
その他の		8,067,839	0.0	23,938,122	0.1	△ 15,870,283	△ 66.3
小計		5,333,980,796	11.5	5,251,633,205	11.2	82,347,590	1.6
組合払込金		829,399	0.0	4,846,404	0.0	△ 4,017,005	△ 82.9
基礎年金拠出金負担金		1,256,040,493	2.7	1,199,465,812	2.6	56,574,681	4.7
基礎年金交付金連合会交付金		275,147,255	0.6	291,172,410	0.6	△ 16,025,155	△ 5.5
前年度繰越支払準備金		65,322	0.0	45,487	0.0	19,836	43.6
前年度繰越長期給付積立金		39,520,012,053	85.2	40,152,721,286	85.6	△ 632,709,233	△ 1.6
前年度繰越基礎年金拠出金負担金充当金		92	0.0	97	0.0	△ 5	△ 5.2
合計		46,386,075,410	100.0	46,899,884,702	100.0	△ 513,809,292	△ 1.1

(注) 1. 負担金には払込金を含む。
 2. 収入額の前年度繰越長期給付積立金及び支出額の次年度繰越長期給付積立金には、地方公務員共

支 出 (B)				過不足額 (A) - (B)	
平成21年度	平成20年度	増 減	増減率	平成21年度	平成20年度
千円	千円	千円	%	千円	千円
1,634,279,926	1,590,382,220	43,897,707	2.8	137,835,588	172,936,527
713,694,276	733,198,333	△ 19,504,058	△ 2.7	△ 167,796,255	△ 150,675,153
2,252,861,547	2,269,188,670	△ 16,327,123	△ 0.7	△ 346,937,615	△ 359,177,064
510,966,881	497,695,519	13,271,361	2.7	△ 16,299,479	△ 39,486,183
291,595,568	299,384,291	△ 7,788,724	△ 2.6	△ 80,783,820	△ 83,528,960
369,959,930	362,997,524	6,962,407	1.9	△ 57,152,880	△ 64,293,177
1,687,174,694	1,626,960,678	60,214,016	3.7	△ 63,400,418	△ 108,465,392
7,460,532,821	7,379,807,234	80,725,587	1.1	△ 594,534,879	△ 632,689,403

また、支出額には次年度繰越支払準備金、同長期給付積立金及び同基礎年金拠出金負担金充当金は含まれ
を含む。

費 用	支 出					
	平 成 21 年 度		平 成 20 年 度		増 減	
	金 領	構成比	金 領	構成比	金 領	増減率
退 職 給 付	3,606,597,813	7.8	3,543,823,443	7.6	62,774,370	1.8
障 害 給 付	35,437,123	0.1	35,768,901	0.1	△ 331,779	△ 0.9
遺 族 給 付	825,952,834	1.8	810,615,458	1.7	15,337,376	1.9
短 期 在 留 脱 退 一 時 金	16,660	0.0	13,573	0.0	3,087	22.7
恩 給 組 合 条 例 給 付	1,201,298	0.0	1,356,265	0.0	△ 154,968	△ 11.4
旧 市 町 村 共 濟 法 給 付	151,580	0.0	155,495	0.0	△ 3,915	△ 2.5
基 礎 年 金 拠 出 金	1,256,040,540	2.7	1,199,465,861	2.6	56,574,679	4.7
年 金 保 険 者 拠 出 金	14,462,099	0.0	22,149,237	0.0	△ 7,687,138	△ 34.7
財 政 調 整 拠 出 金	88,420,032	0.2	71,384,917	0.2	17,035,116	23.9
そ の 他	100,235,696	0.2	199,589,458	0.4	△ 99,353,763	△ 49.8
小 計	5,928,515,674	12.8	5,884,322,608	12.5	44,193,066	0.8
連 合 会 払 込 金	829,399	0.0	4,846,404	0.0	△ 4,017,005	△ 82.9
基 礎 年 金 拠 出 金 負 損 金	1,256,040,493	2.7	1,199,465,812	2.6	56,574,681	4.7
基 礎 年 金 交 付 金 支 払 金	275,147,255	0.6	291,172,410	0.6	△ 16,025,155	△ 5.5
次 年 度 繰 越 支 払 準 備 金	77,270	0.0	65,322	0.0	11,947	18.3
次 年 度 繰 越 長 期 給 付 積 立 金	38,925,465,236	83.9	39,520,012,053	84.3	△ 594,546,817	△ 1.5
次 年 度 繰 越 基 礎 年 金 拠 出 金 負 損 金 充 当 金	83	0.0	92	0.0	△ 10	△ 10.4
合 计	46,386,075,410	100.0	46,899,884,702	100.0	△ 513,809,292	△ 1.1

済組合連合会の長期給付積立金を含む。

第15表 長期給付支給状況

(平成21年度末現在)

年金の種類	区分 給付件数	給付金額 千円	1件当たり 金額	給付金額 の割合
退職年金	件 10,991,243 (10,448,610)	3,492,265,707 (3,425,133,915)	317,732 (327,808)	78.1 (78.0)
障害年金（公務外）	141,283 (140,381)	33,484,309 (33,790,302)	237,002 (240,704)	0.7 (0.8)
遺族年金（公務外）	3,313,751 (3,232,858)	821,997,215 (806,776,624)	248,056 (249,555)	18.4 (18.4)
その他の年金	537,481 (554,691)	121,610,077 (126,032,294)	226,259 (227,212)	2.7 (2.9)
合計	14,983,758 (14,376,540)	4,469,357,307 (4,391,733,135)	298,280 (305,479)	100.0 (100.0)

- (注) 1. () 内の数は、平成20年度の実績である。
 2. 退職年金には、退職共済年金（繰上げ支給を除く。）を含む。
 3. 障害年金には、障害共済年金を含む。
 4. 遺族年金には、遺族共済年金を含む。

第16表 年金種類別受給権者状況

(平成21年度末現在)

年金の種類	区分	受給権者数	年 金 額	1人当たり 平均年金額
退職年金		人 1,923,047 (1,830,550)	千円 3,739,604,913 (3,646,877,519)	円 1,944,625 (1,992,230)
内訳	20年以上	1,752,258 (1,678,989)	3,679,880,926 (3,590,810,115)	2,100,079 (2,138,674)
	20年未満	170,789 (151,561)	59,723,986 (56,067,404)	349,695 (369,933)
減額退職年金		65,565 (66,857)	104,607,860 (107,684,086)	1,595,483 (1,610,663)
通算退職年金		18,967 (20,661)	15,451,686 (16,857,247)	814,662 (815,897)
障害年金		44,485 (43,010)	60,986,901 (60,068,565)	1,370,954 (1,396,619)
内訳	公務等	1,050 (1,032)	3,331,520 (3,277,508)	3,172,876 (3,175,880)
	公務外	43,435 (41,978)	57,655,381 (56,791,056)	1,327,395 (1,352,877)
遺族年金		592,042 (580,204)	906,301,969 (885,960,636)	1,530,807 (1,526,981)
内訳	公務等	3,358 (3,359)	6,507,844 (6,522,001)	1,938,012 (1,941,650)
	公務外	588,684 (576,845)	899,794,125 (879,438,635)	1,528,484 (1,524,567)
その他の		1,389 (1,485)	464,741 (498,157)	334,587 (335,459)
合 計		2,645,495 (2,542,767)	4,827,418,070 (4,717,946,208)	1,824,769 (1,855,438)

- (注) 1. () 内の数は、平成20年度の実績である。
 2. 退職年金には、退職共済年金（繰上げ支給を除く。）を含む。
 3. 減額退職年金には、退職共済年金の繰上げ支給分を含む。
 4. 障害年金には、障害共済年金を含む。
 5. 遺族年金には、遺族共済年金を含む。

4 長期給付積立金の状況

平成 21 年度末における長期給付積立金の総額は 38 兆 9,255 億円となっており、組合別にみると、最も多いのは地方公務員共済組合連合会の 16 兆 4,740 億円であり、最も少いのは東京都職員共済組合の 9,633 億円である。

また、平成 21 年度において減少した長期給付積立金の総額は約 5,945 億円（対前年度比 1.5% 減）であり、その内訳は、公立学校共済組合が 3,469 億円（同 5.2% 減）、地方職員共済組合が 1,678 億円（同 11.0% 減）等となっている（第 17 表参照）。

この長期給付積立金を含めた業務上の余裕金は、「安全かつ効率的な方法により、かつ、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するよう運用しなければならない」とこととされている。長期給付積立金についてみれば、(1) 貸付信託等による一般的な資金運用、(2) 地方公共団体の行政目的の実現に資するよう、(ア) 地方公共団体金融機構の発行する債券の取得、及び(イ) 地方債の引受け並びに、(3) 組合員の福祉の増進に資するよう、(ア) 組合員の貸付に充てるための貸付経理に対する貸付け、(イ) その他各福祉経理に対する貸付け、及び(ウ) 投資不動産による職員住宅等の取得等、の方法により運用されており、平成 21 年度末における運用状況は、第 1 図のとおりである。

第17表 長期経理資産の状況

(単位：億円、%)

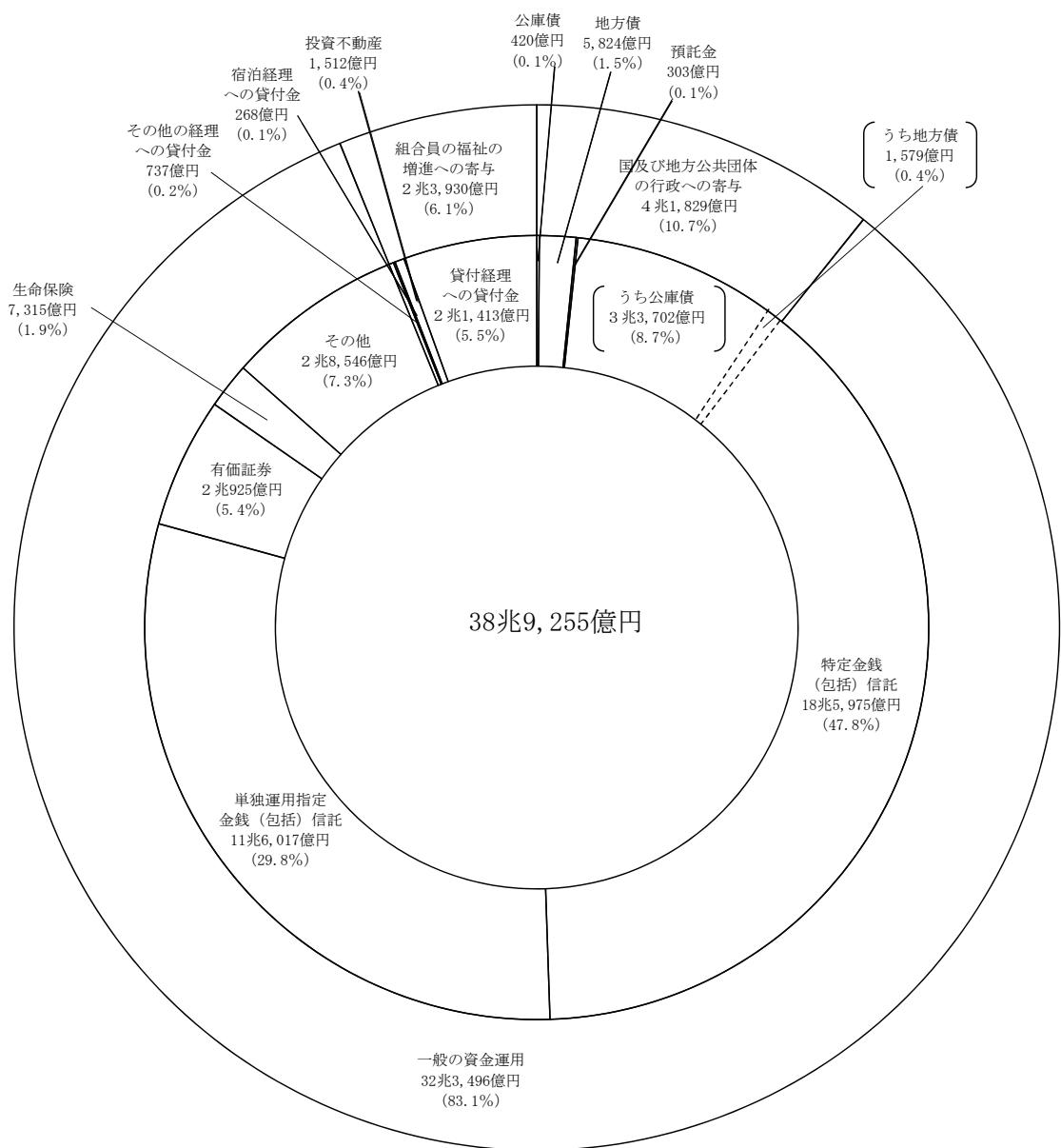
項目	組合名	地方公務員共済会組合	地方公務員共済会組合構成比	東京都職業組合				全国市町村職員共済組合				共済組合				構成比		構成比		
				東京都職業組合構成比				全国市町村職員共済組合構成比				共済組合構成比				構成比		構成比		
				公務員	立候補	学組合	校警組合	公務員	立候補	学組合	校警組合	公務員	立候補	学組合	校警組合	公務員	立候補	学組合	校警組合	
第1.4条	施行規程	地方債	248	0.2	285	2.1	-	-	-	1,122	11.7	2,444	16.0	1,726	1.8	5,824	1.5	1.6	1.6	
第1項	有価証券	公庫債預託金	-	-	303	0.2	30	0.0	-	45	0.5	315	2.1	-	-	420	0.1	0.1	0.1	
の額	証券投資信託	-	-	-	451	3.3	14,314	22.7	580	2.3	1,562	16.2	4,018	26.3	-	-	303	0.1	0.4	0.4
第1号	有価証券	-	-	-	112	0.8	-	-	50	0.2	-	-	48	0.3	-	-	209	0.1	0.1	0.1
計	生命保険	合司運用指定金銭(包括)信託	-	-	356	2.6	7,685	12.2	-	-	-	-	316	2.1	-	-	8,357	2.1	3.0	3.0
特定金銭	合司運用指定金銭(包括)信託	306	0.2	-	-	4,487	7.1	541	2.2	931	9.7	484	3.2	565	0.6	7,315	1.9	2.0	2.0	
単独運用指定金銭(包括)信託	99,073	60.1	3,744	27.5	11,219	17.8	6,273	25.1	976	10.1	2,195	14.4	62,495	63.8	185,975	47.8	51.1	51.1		
その他	62,430	37.9	4,423	32.5	12,582	19.9	12,956	51.8	2,851	29.6	2,301	15.1	18,474	18.9	116,017	29.8	25.1	25.1		
計	2,381	1.4	983	7.2	4,599	7.3	712	2.8	935	9.7	1,716	11.2	7,988	8.2	19,314	5.0	4.0	4.0		
第2号	投資不動産	164,740	100.0	10,581	77.8	54,915	87.0	21,213	84.9	8,423	87.4	14,206	93.0	91,247	93.2	365,325	93.9	92.9	92.9	
の額	宿泊経理への貸付金	-	-	-	735	5.4	92	0.1	628	2.5	45	0.5	3	0.0	8	0.0	1,512	0.4	0.4	0.4
計	住宅経理への貸付金	-	-	-	27	0.2	142	0.2	32	0.1	-	-	-	-	66	0.1	268	0.1	0.1	0.1
医療経理への貸付金	-	-	-	-	-	-	455	0.7	-	-	-	-	-	-	-	455	0.1	0.1	0.1	
その他への貸付金	-	-	-	-	-	-	77	0.1	0	0.0	-	-	-	-	-	78	0.0	0.0	0.0	
計	第1項	貸付経理への貸付金	-	-	762	5.6	786	1.2	660	2.6	45	0.5	3	0.0	76	0.1	2,313	0.6	0.7	0.7
の額	第3号	その他の貸付金	-	-	2,248	16.5	7,455	11.8	3,118	12.5	1,165	12.1	1,069	7.0	6,357	6.5	21,413	5.5	6.4	6.4
計	平成21年度	長期給付積立金	-	-	0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	204	0.2	204	0.1	
の額	平成20年度	長期給付積立金	-	-	2,248	16.5	7,455	11.8	3,118	12.5	1,165	12.1	1,069	7.0	6,561	6.7	21,617	5.6	6.4	6.4
差引増加額	1,378	1,378	-3,469	-3,469	-1,678	-1,678	-1,63	-1,63	-163	-163	-808	-808	-572	-572	-634	-634	-5,945	-5,945	-5,945	-5,945
合計	平成21年度	運用利回り	1.47	-0.06	-0.06	0.56	0.14	0.32	0.32	1.57	1.57	1.04	1.04	1.05	1.05	1.05	1.05	0.63	0.63	0.63
平成20年度	運用利回り	1.66	-1.59	-1.59	0.19	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.00	0.00	0.00

(注) 1. 「地方公務員共済組合連合会」の数値は、連合会単独の経理単位の資産であり、運用利回りは基礎年金拠出金経理を含む。

2 端数物理の關係で、今計が一致しない場合がある。

卷之三

第1図 長期給付積立金の運用状況



注1 端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

注2 公庫債には、平成20年10月1日に発足した地方公営企業等金融機構が発行した債券を含む。

[IV] 福祉事業の概況

1 福祉事業の平成21年度末現在の経理設定状況は、次のとおりである。

- | | |
|-------------|------|
| (1) 保 健 経 理 | 63組合 |
| (2) 医 療 経 理 | 3組合 |
| (3) 宿 泊 経 理 | 49組合 |
| (4) 住 宅 経 理 | 4組合 |
| (5) 貯 金 経 理 | 51組合 |
| (6) 貸 付 経 理 | 65組合 |
| (7) 物 資 経 理 | 32組合 |
| (8) 財 形 経 理 | 24組合 |

(1) 組合別福祉経理設定一覧表

(平成21年度末現在)

組合名\経理名	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	財形	指定
地方職員共済組合	1	1	1	0	1	1	1	0	0
公立学校共済組合	1	1	1	1	0	1	0	0	0
警察共済組合	1	1	1	1	0	1	1	0	0
東京都職員共済組合	1	0	1	0	0	1	0	0	0
指定都市職員共済組合	9	0	2	2	3	10	0	0	0
市町村職員共済組合	47	0	41	0	44	47	30	21	0
都市職員共済組合	3	0	2	0	3	4	0	3	0
計	63	3	49	4	51	65	32	24	0

(2) 指定都市職員共済組合及び都市職員共済組合の福祉経理設定一覧表

(平成21年度末現在)

組合名\経理名	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	財形	指定
指定都市職員共済組合									
札幌市	○	—	○	—	○	○	—	—	—
川崎市	○	—	—	—	○	○	—	—	—
横浜市	○	—	—	—	—	○	—	—	—
名古屋市	○	—	○	○	○	○	—	—	—
京都都市	—	—	—	—	—	○	—	—	—
大阪市	○	—	—	—	—	○	—	—	—
神戸市	○	—	—	○	—	○	—	—	—
広島市	○	—	—	—	—	○	—	—	—
北九州市	○	—	—	—	—	○	—	—	—
福岡市	○	—	—	—	—	○	—	—	—
小計	9	0	2	2	3	10	0	0	0
都市職員共済組合									—
北海道都市	○	—	○	—	○	○	—	○	—
仙台市	○	—	—	—	○	○	—	—	—
愛知県都市	○	—	○	—	○	○	—	○	—
熊本市	—	—	—	—	—	○	—	○	—
小計	3	0	2	0	3	4	0	3	0
合計	12	0	4	2	6	14	0	3	0

(3) 市町村職員共済組合の福祉経理設定一覧表

(平成21年度末現在)

組合名\経理名	保健	医療	宿泊	住宅	貯金	貸付	物資	財形	指定
北海道	○	—	○	—	○	○	○	—	—
青森県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
岩手県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
宮城県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
秋田県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
山形県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
福島県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
茨城県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
栃木県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
群馬県	○	—	—	—	○	○	○	—	—
埼玉県	○	—	○	—	○	○	○	○	—
千葉県	○	—	○	—	○	○	○	○	—
東京都	○	—	○	—	○	○	○	—	—
神奈川県	○	—	○	—	○	○	○	○	—
新潟県	○	—	○	—	○	○	—	○	—
富山県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
石川県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
福井県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
長崎県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
岐阜県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
静岡県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
愛知県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
三重県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
滋賀県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
京都府	○	—	○	—	○	○	○	—	—
大阪府	○	—	○	—	○	○	○	—	—
兵庫県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
奈良県	○	—	—	—	○	○	○	—	—
和歌山県	○	—	—	—	○	○	○	—	—
鳥取県	○	—	○	—	○	○	○	—	—
島根県	○	—	—	—	○	○	○	—	—
広島県	○	—	—	—	○	○	○	—	—
山口県	○	—	—	—	○	○	○	—	—
徳島県	○	—	—	—	○	○	○	—	—
香川県	○	—	—	—	○	○	○	—	—
愛媛県	○	—	—	—	○	○	○	—	—
高知県	○	—	—	—	○	○	○	—	—
福井県	○	—	—	—	○	○	○	—	—
佐賀県	○	—	—	—	○	○	○	—	—
長崎県	○	—	—	—	○	○	○	—	—
熊本県	○	—	—	—	○	○	○	—	—
大分県	○	—	—	—	○	○	○	—	—
宮崎県	○	—	—	—	○	○	○	—	—
鹿児島県	○	—	—	—	○	○	○	—	—
沖縄県	○	—	—	—	○	○	○	—	—
会計	—	—	○	—	—	—	—	—	—
合計	47	0	41	0	44	47	30	21	0

2 福祉事業の平成 21 年度の収支状況は、次のとおりである。

(1) 保健経理収支状況

費　　目	支　　出	費　　目	収　　入
職　　員　　給　　与	3,793,974	千円 負　　担　　金	30,014,105
厚　　生　　費	28,488,882	掛　　金	29,236,637
旅　　務　　費	78,154	補　　助　　金	5,921,077
事　　務　　費	431,260	施　　設　　収　　入	1,629,205
減　　価　　償　　却　　費	416,318	利　　息　　及　　び　　配　　当　　金	732,182
助成金及び交付金	3,994	そ　　の　　他	108,182,750
医療経理へ繰入	1,833,900		
宿泊経理へ繰入	6,782,638		
物資経理へ繰入	40,000		
そ　　の　　他	24,882,995		
合　　計　　(　A　)	66,752,115	合　　計　　(　B　)	175,715,956
		差引　(B) - (A)	108,963,841

(2) 医療経理収支状況

費　　目	支　　出	費　　目	収　　入
職　　員　　給　　与	23,926,463	千円 施　　設　　収　　入	1,260,183
旅　　費	32,225	保　　険　　患　　者　　収　　入	2,106,022
事　　務　　費	212,404	一　　般　　患　　者　　収　　入	93,165
事　業　用　消　耗　品　費	279,808	内　　部　　患　　者　　収　　入	916,902
薬　　品　　費	9,283,603	検　　診　　収　　入	210,754
医　　療　　材　　料　　費	3,846,013	老　　人　　保　　健　　患　　者　　収　　入	0
飲　　食　　材　　料　　費	450,414	入　　院　　診　　療　　収　　入	28,828,711
光　　熱　　水　　料	1,022,450	外　　来　　診　　療　　収　　入	17,021,786
減　　価　　償　　却　　費	3,615,768	雜　　診　　療　　収　　入	209,472
修　　繕　　費	497,901	利　　息　　及　　び　　配　　当　　金	47,261
内　　部　　患　　者　　割　　引　　費	342,203	保健経理より繰入	1,833,900
負　　担　　金	219,339	そ　　の　　他	1,034,314
支　　払　　利　　息	128,791		
そ　　の　　他	10,402,897		
合　　計　　(　A　)	54,260,279	合　　計　　(　B　)	53,562,470
		差引　(B) - (A)	△ 697,809

(3) 宿泊経理収支状況

費　　目	支　　出	費　　目	収　　入
	千円		千円
職　員　給　与	10,048,621	補　助　金	659,361
旅　　費	60,803	寄　附　金	358,864
事　務　費	335,763	施　設　収　入	53,087,044
商　品　仕　入	2,593,667	商　品　売　上	3,553,483
事　業　用　消　耗　品　費	1,858,958	利　息　及　び　配　当　金	630,603
飲　食　材　料　費	9,916,854	賃　　貸　　料	1,201,733
光　熱　水　料	4,535,358	保　健　經　理　よ　り　繰　入	6,782,638
燃　　料　費	263,836	そ　の　他	2,880,438
減　価　償　却　費	8,127,699		
修　繕　費	1,668,178		
賃　借　料	1,733,995		
委　託　管　理　費	3,743,589		
負　担　金	2,646,366		
支　払　利　息	818,492		
そ　の　他	26,926,620		
合　計　(　A　)	75,278,799	合　計　(　B　)	69,154,164
		差　引　(　B　)　－　(　A　)	△ 6,124,636

(4) 住宅経理収支状況

費　　目	支　　出	費　　目	収　　入
	千円		千円
職　員　給　与	306,030	補　助　金	-
旅　　費	4,680	施　設　収　入	29,388
事　務　費	59,627	利　息　及　び　配　当　金	2,039,754
減　価　償　却　費	48,418	そ　の　他	398,996
負　担　金	5,442		
支　払　利　息	1,181,548		
そ　の　他	1,538,703		
合　計　(　A　)	3,144,448	合　計　(　B　)	2,468,138
		差　引　(　B　)　－　(　A　)	△ 676,310

(5) 貯金経理収支状況

費　　目	支　　出	費　　目	収　　入
	千円		千円
職　員　給　与	1,620,986	利　息　及　び　配　当　金	54,199,797
旅　　費	29,143	保　険　手　数　料	35,331
事　務　費	170,742	そ　の　他	3,628,470
支　払　利　息	42,710,996		
そ　の　他	1,972,945		
合　計　(　A　)	46,504,812	合　計　(　B　)	57,863,598
		差引　(B) - (A)	11,358,786

(6) 貸付経理収支状況

費　　目	支　　出	費　　目	収　　入
	千円		千円
職　員　給　与	3,331,511	貸　倒　引　当　金　戻　入	3,641
厚　生　費	5,800	団体信用生命保険配当金	677,044
旅　　費	46,285	団体信用生命保険特約保険料	145,706
事　務　費	304,439	保　険　料　充　当　金	3,145,313
保　険　料	7,319,716	保　険　負　担　金	-
貸　付　金　保　険　料	1,439,110	そ　の　他	74,692,768
負　担　金	398,528		
支　払　利　息	54,444,939		
そ　の　他	107,573,515		
合　計　(　A　)	174,863,843	合　計　(　B　)	78,664,472
		差引　(B) - (A)	△ 96,199,370

(7) 物資経理収支状況

費　　目	支　　出	費　　目	収　　入
	千円		千円
職　員　給　与	564,573	施　設　収　入	341,911
旅　　費	5,887	商　品　売　上	7,610,603
事　務　費	42,284	商　品　販　売　益	128,009
商　品　仕　入	7,187,386	手　　数　料	-
飲　食　材　料　費	79,419	販　売　手　数　料	5,580
販　売　費	15,444	受　託　商　品　手　数　料	496,707
減　価　償　却　費	11,242	利　息　及　び　配　当　金	88,008
負　担　金	106,167	広　告　料	5,742
支　払　利　息	383,703	保　健　經　理　よ　り　繰　入	40,000
そ　の　他	840,993	そ　の　他	579,964
合　計　(　A　)	9,237,098	合　計　(　B　)	9,296,524
		差　引　(　B　)　-　(　A　)	59,426

(8) 財形経理収支状況

費　　目	支　　出	費　　目	収　　入
	千円		千円
職　員　給　与	-	補　助　金	-
旅　　費	-	利　息　及　び　配　当　金	43
事　務　費	121	そ　の　他	8,577
支　払　利　息	8,734		
そ　の　他	93		
合　計　(　A　)	8,948	合　計　(　B　)	8,620
		差　引　(　B　)　-　(　A　)	△ 328

II 地方議会議員共済会の事業の概要

[I] 地方議会議員の概況

平成 21 年度末現在の地方議会議員の総数は 36,314 人で、その共済会別内訳は、都道府県議会議員共済会 2,700 人、市議会議員共済会 21,337 人、町村議会議員共済会 12,277 人である。

[II] 給付経理の財源

地方議会議員共済会の給付経理の財源は、発足以来、地方議会議員の掛金によることとされていたが、昭和 47 年度から、共済会の収支の状況を勘案して地方公共団体も費用の一部を負担することとされた。

平成 21 年度における掛け率は、都道府県議会議員共済会が標準報酬月額の 100 分の 13.0、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会が 100 分の 16.0、特別掛け率は、都道府県議会議員共済会が期末手当の 100 分の 2.0、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会が 100 分の 7.5、地方公共団体の負担金率は、都道府県議会議員共済会が標準報酬月額の 100 分の 10.0、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会が 100 分の 16.5 となっている。

[III] 収支の概況（給付経理）

平成 21 年度の収支の状況は、収入 601 億円、支出 748 億円で、差引 147 億円の赤字となっている。収入の主な内訳は、負担金 263 億円（全体の 43.8%）、掛け金 262 億円（同 43.6%）、特別掛け金 42 億円（同 7.0%）、利息及び配当金 5 億円（同 0.8%）である。一方、支出の主な内訳は、退職年金 526 億円（全体の 70.4%）、退職一時金 25 億円（同 3.4%）、遺族年金 163 億円（同 21.8%）、遺族一時金 2 億円（同 0.2%）となっている。